

《 急傾斜地崩壊危険箇所 》 総則 6.1.2.1(1)

(自然斜面・人家戸数5戸以上)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
1	636	北苑	由布市挾間町	高崎	北苑	180	25	5
2	637	ウシロサコ	由布市挾間町	七歳寺	ウシロサコ	220	30	7
3	638	目ノ子迫	由布市挾間町	来鉢	目ノ子迫	180	20	7
4	639	下来鉢	由布市挾間町	来鉢	下来鉢	340	30	13
5	640	田代	由布市挾間町	田代	ハル	200	40	8
6	641	オクシメ	由布市挾間町	内成	オクシメ	130	30	5
7	642	和尚	由布市挾間町	北方	和尚	300	10	13
8	643	宮田	由布市挾間町	北方	宮田	300	35	12
9	644	上市	由布市挾間町	挾間	城畑	200	20	5
10	645	向原	由布市挾間町	向原	屋敷	70	6	7
11	646	椋木原	由布市挾間町	向原	椋木原	300	30	12
12	647	大津留	由布市挾間町	鬼瀬	大津留	130	25	5
13	648	高長谷	由布市挾間町	鬼瀬	高長谷	250	30	6
14	649	植田(A)	由布市挾間町	鬼瀬	植田	150	80	5
15	650	植田(B)	由布市挾間町	鬼瀬	植田	100	50	5
16	651	鎌木	由布市挾間町	時松	鎌木	130	8	5
18	653	貴船	由布市挾間町	鬼崎	貴船	150	24	12
19	654	芝尾	由布市挾間町	鬼崎	芝尾	120	30	14
20	655	高森	由布市挾間町	谷	高森	100	20	5
21	656	野中	由布市挾間町	小野	野中	150	15	6
22	657	桑鶴	由布市挾間町	筒口	桑鶴	200	15	10
23	658	間田	由布市庄内町	撥木	間田	140	20	5
24	659	蛇口	由布市庄内町	東長宝	蛇口	250	40	22
25	660	2連川	由布市庄内町	東長宝	2連川	300	15	16
26	661	ウソノヲ	由布市庄内町	西長宝	ウソノヲ	150	20	12
27	662	黒ヶ鶴	由布市庄内町	大竜	黒ヶ鶴	220	15	35
28	663	岩下	由布市庄内町	西長宝	岩下	200	50	7
29	664	下久保	由布市庄内町	西長宝	下久保	100	25	5
30	665	戸口1	由布市庄内町	東大津留	戸口	250	40	6
32	667	影戸(戸口)	由布市庄内町	東大津留	戸口	350	50	7
33	668	平原	由布市庄内町	北大津留	平原	150	50	7
34	669	猪野	由布市庄内町	畑田	猪野	150	20	5
35	670	岡の平	由布市庄内町	長野	岡の平	300	40	7
36	671	竹の下	由布市庄内町	畑田	竹の下	230	25	5
37	672	畑田	由布市庄内町	畑田	畑田	250	40	11
38	673	白鳥	由布市庄内町	高岡	白鳥	180	50	13
39	674	青野	由布市庄内町	中	青野	200	50	13
40	675	桑原	由布市庄内町	庄内原	桑原	200	65	11
41	676	上小原	由布市庄内町	庄内原	上小原	270	25	15
42	677	中群	由布市庄内町	平石	中群	100	100	6
43	678	西ノ園(若園)	由布市庄内町	平石	若園	200	40	6
44	679	蓑草	由布市庄内町	西	蓑草	150	25	6
45	680	多々良	由布市庄内町	大竜	多々良	250	35	8
46	681	柿原	由布市庄内町	柿原	柿原	200	30	12
47	682	鹿倉	由布市庄内町	野畑	鹿倉	100	70	7
48	683	日ヶ暮	由布市庄内町	阿蘇野	日ヶ暮	300	50	11
49	684	上原中	由布市庄内町	阿蘇野	上原中	50	20	5
50	685	栢の木	由布市庄内町	阿蘇野	栢の木	200	30	9
51	686	奈良田	由布市庄内町	野畑	奈良田	300	30	8

(自然斜面・人家戸数5戸以上)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
52	687	山井	由布市庄内町	湊	山井	120	20	5
53	688	尾足	由布市庄内町	湊	尾足	100	25	6
54	689	小袋	由布市庄内町	湊	小袋	200	70	11
55	690	畑中	由布市湯布院町	下湯平	畑中	250	200	9
56	691	光泉寺	由布市湯布院町	下湯平	光泉寺	120	70	7
57	692	室屋	由布市湯布院町	下湯平	室屋	100	200	14
58	693	向町	由布市湯布院町	下湯平	焼林	300	20	10
59	694	影平	由布市湯布院町	下湯平	影平	250	200	10
60	695	中の瀬	由布市湯布院町	下湯平	中の瀬	160	200	5
61	696	ヲブケ	由布市湯布院町	湯平	ヲブケ	80	25	18
62	697	園田	由布市湯布院町	湯平	園田	100	25	32
63	698	屋敷の上	由布市湯布院町	湯平	屋敷の上	130	80	25
64	699	コエカド	由布市湯布院町	湯平	コエカド	250	80	14
65	700	下の湯	由布市湯布院町	湯平	下の湯	250	40	24
66	701	下の湯	由布市湯布院町	湯平	下の湯	120	80	6
67	702	ハウノキ	由布市湯布院町	湯平	ハウノキ	150	30	9
68	703	ヤシキ	由布市湯布院町	湯平	ヤシキ	170	20	12
69	704	奥畑	由布市湯布院町	中川	奥畑	180	30	6
70	705	鹿出	由布市湯布院町	中西	鹿出	150	30	8
71	706	戦川	由布市湯布院町	中西	戦川	200	40	7
72	707	川原	由布市湯布院町	中西	川原	120	30	5
73	708	洞川	由布市湯布院町	中西	洞川	200	30	7
74	709	前田	由布市湯布院町	中西	内徳野	300	30	14
75	710	天神の上	由布市湯布院町	中西	天神の上	200	20	12
76	711	大南	由布市湯布院町	中川	大南	180	50	4
77	712	谷川	由布市湯布院町	川南	谷川	300	50	20
78	713	荒井	由布市湯布院町	川南	荒井	300	50	14
79	714	第2苗代田	由布市湯布院町	川南	苗代田	100	20	10
80	715	苗代田	由布市湯布院町	川南	苗代田	125	20	20
81	716	弓矢	由布市湯布院町	川上	弓矢	300	25	10
82	717	八反ヶ坪	由布市湯布院町	川西	八反ヶ坪	300	30	21
83	718	口の坪	由布市湯布院町	川西	口の坪	200	30	6
84	719	八山	由布市湯布院町	川北	八山	200	40	9
85	720	寺向	由布市湯布院町	川北	寺向	210	100	10
86	721	中縄手	由布市湯布院町	川北	中縄手	150	30	5
87	722	並柳	由布市湯布院町	川上	上	200	80	16
88	723	塚原	由布市湯布院町	塚原	鶴見嶽	50	80	5
89	2697	平原	由布市湯布院町	湯平	平原	150	35	5
90	2698	森ソノ	由布市湯布院町	川西	森ソノ	200	100	5
91	2699	畑倉	由布市湯布院町	川西	畑倉	120	30	5
92	2700	馬渡	由布市湯布院町	川西	馬渡	250	20	5
93	2701	川北	由布市湯布院町	川西	川北	200	40	10
94	2702	宮園	由布市湯布院町	川西	宮園	150	20	7
95	3405	南田代	由布市挾間町	田代	南田代	250	30	6
96	3406	南田代	由布市挾間町	田代	南田代	160	30	4
97	3407	芦松	由布市挾間町	来鉢	芦松	230	40	5
98	3408	東行	由布市挾間町	赤野	東行	30	10	0
99	3409	来鉢西	由布市挾間町	来鉢	来鉢西	100	30	5
100	3410	海老毛	由布市挾間町	赤野	海老毛	240	40	6
101	3411	丸田	由布市挾間町	赤野	丸田	220	30	0
102	3412	口原	由布市挾間町	赤野	口原	70	10	0

(自然斜面・人家戸数5戸以上)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
103	3413	下原	由布市挾間町	古野	下原	50	10	7
104	3414	北方	由布市挾間町	北方	北方	130	30	5
105	3415	北方	由布市挾間町	北方	北方	450	20	21
106	3416	北方	由布市挾間町	北方	北方	230	20	8
107	3417	一	由布市挾間町	医大ヶ丘三丁目	一	150	20	6
108	3418	赤野	由布市挾間町	赤野	赤野	70	20	5
109	3419	鬼瀬	由布市挾間町	鬼瀬	鬼瀬	30	70	0
110	3420	鬼瀬	由布市挾間町	鬼瀬	鬼瀬	420	30	0
111	3421	中村	由布市挾間町	向原	中村	160	20	5
112	3422	中村	由布市挾間町	向原	中村	80	10	4
113	3423	貴船	由布市挾間町	鬼崎	貴船	80	10	6
114	3424	同尻	由布市挾間町	鬼崎	同尻	150	20	5
115	3425	下市	由布市挾間町	下市	下市	180	30	14
116	3426	田の小野	由布市挾間町	鬼崎	田の小野	160	40	0
117	3427	下鬼崎	由布市挾間町	鬼崎	下鬼崎	80	10	2
118	3428	中村	由布市挾間町	向原	中村	100	10	0
119	3429	篠原	由布市挾間町	篠原	篠原	380	100	7
120	3430	篠原	由布市挾間町	篠原	篠原	100	40	5
121	3431	中村	由布市挾間町	小野	中村	150	20	6
122	3432	芝尾	由布市挾間町	鬼崎	芝尾	200	30	16
123	3433	東の山	由布市挾間町	谷	東の山	110	10	5
124	3434	山田	由布市挾間町	谷	山田	150	10	9
125	3435	山田	由布市挾間町	谷	山田	60	20	1
126	3436	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	350	10	9
127	3437	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	200	35	5
128	3438	柚ノ木	由布市庄内町	北大津留	柚ノ木	100	20	5
129	3439	小挾間中	由布市庄内町	小挾間	小挾間中	160	50	0
130	3440	猪野	由布市庄内町	畑田	猪野	90	30	2
131	3441	猪野	由布市庄内町	畑田	猪野	270	40	9
132	3442	上武宮	由布市庄内町	西	上武宮	270	30	6
133	3443	後田	由布市庄内町	西	後田	220	60	5
134	3444	上上淵	由布市庄内町	淵	上上淵	190	60	5
135	3445	下武宮	由布市庄内町	西	下武宮	380	25	9
136	3446	蛇口	由布市庄内町	東長宝	蛇口	160	15	7
137	3447	原口	由布市庄内町	大龍	原口	90	5	6
138	3448	小野仲	由布市庄内町	五ヶ瀬	小野仲	100	40	5
139	3449	原口	由布市庄内町	大龍	原口	120	5	9
140	3450	竹野原	由布市庄内町	直野内山	竹野原	70	40	0
141	3451	若杉	由布市湯布院町	川上	若杉	180	110	5
142	3452	並柳	由布市湯布院町	川上	並柳	120	20	0
143	3453	佐土原	由布市湯布院町	川上	佐土原	330	130	7
144	3454	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	620	60	28
145	3455	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	250	30	12
146	3456	前徳野	由布市湯布院町	川西	前徳野	140	20	6
147	3457	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	150	20	12
148	3458	前徳野	由布市湯布院町	川西	前徳野	120	10	10
149	3459	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	140	20	11
150	3460	山口	由布市湯布院町	川西	山口	150	60	5
151	3461	鬼ヶ畑	由布市湯布院町	川西	鬼ヶ畑	160	90	5
152	3462	内徳野	由布市湯布院町	川西	内徳野	220	40	5
153	3463	内徳野	由布市湯布院町	川西	内徳野	170	80	3

(自然斜面・人家戸数5戸以上)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
154	3464	上津々良	由布市湯布院町	川西	上津々良	200	130	5
155	3465	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	100	20	1
156	3466	奥江	由布市湯布院町	川西	奥江	140	60	9
157	3467	奥江	由布市湯布院町	川西	奥江	120	50	6
158	3468	下津々良	由布市湯布院町	川西	下津々良	230	20	8
159	3469	畑	由布市湯布院町	下湯平	畑	490	170	28

(人工斜面・人家戸数5戸以上)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
1	27	和尚	由布市挾間町	北方	和尚	200	20	12
2	28	桐木	由布市挾間町	時松	桐木	220	8	5
3	29	上中尾	由布市挾間町	筒口	上中尾	300	180	12
5	31	湯鼻	由布市湯布院町	川北	湯鼻	120	20	3
6	217	下鬼崎	由布市挾間町	鬼崎	下鬼崎	130	20	2

《 急傾斜地崩壊危険箇所 》 総則 6.1.2.1(2)

(自然斜面・人家戸数1～4戸)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
1	1919	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	80	20	3
2	1920	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	130	5	3
3	1921	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	50	10	1
4	1922	朴木下	由布市挾間町	朴木	朴木下	120	40	2
5	1923	朴木下	由布市挾間町	朴木	朴木下	40	40	1
6	1924	南田代	由布市挾間町	田代	南田代	170	20	4
7	1925	北田代	由布市挾間町	田代	北田代	130	50	3
8	1926	北田代	由布市挾間町	田代	北田代	40	10	2
9	1927	芦松	由布市挾間町	来鉢	芦松	40	10	1
10	1928	芦松	由布市挾間町	来鉢	芦松	70	30	1
11	1929	北田代	由布市挾間町	田代	北田代	140	60	4
12	1930	芦松	由布市挾間町	来鉢	芦松	150	10	4
13	1931	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	50	10	1
14	1932	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	50	10	1
15	1933	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	100	10	4
16	1934	来鉢東	由布市挾間町	来鉢	来鉢東	50	20	1
17	1935	来鉢東	由布市挾間町	来鉢	来鉢東	50	10	1
18	1936	三船	由布市挾間町	三船	三船	100	10	2
19	1937	三船	由布市挾間町	三船	三船	60	10	1
20	1938	三船	由布市挾間町	三船	三船	60	20	1
21	1939	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	70	20	1
22	1940	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	70	20	3
23	1941	来鉢東	由布市挾間町	来鉢	来鉢東	30	10	1
24	1942	後	由布市挾間町	高崎	後	90	10	3
25	1943	東表	由布市挾間町	高崎	東表	110	20	2

(自然斜面・人家戸数1～4戸)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
26	1944	東表	由布市挾間町	高崎	東表	40	10	1
27	1945	東表	由布市挾間町	高崎	東表	40	30	1
28	1946	南田代	由布市挾間町	田代	南田代	70	30	1
29	1947	東行	由布市挾間町	赤野	東行	50	10	1
30	1948	東行	由布市挾間町	赤野	東行	120	60	4
31	1949	東行	由布市挾間町	赤野	東行	100	20	3
32	1950	埴坪	由布市挾間町	朴木	埴坪	220	50	4
33	1951	埴坪	由布市挾間町	朴木	埴坪	60	10	1
34	1952	東行	由布市挾間町	赤野	東行	150	20	3
35	1953	山田	由布市挾間町	赤野	山田	50	20	1
36	1954	東行	由布市挾間町	赤野	東行	50	20	1
37	1955	来鉢西	由布市挾間町	来鉢	来鉢西	40	10	1
38	1956	来鉢西	由布市挾間町	来鉢	来鉢西	80	10	2
39	1957	来鉢西	由布市挾間町	来鉢	来鉢西	40	10	1
40	1958	丸田	由布市挾間町	赤野	丸田	40	10	1
41	1959	口原	由布市挾間町	赤野	口原	30	20	1
42	1960	口原	由布市挾間町	赤野	口原	30	20	1
43	1961	赤野	由布市挾間町	赤野	赤野	90	10	3
44	1962	来鉢東	由布市挾間町	来鉢	来鉢東	90	20	2
45	1963	三船	由布市挾間町	三船	三船	60	20	2
46	1964	三船	由布市挾間町	三船	三船	60	10	1
47	1965	向	由布市挾間町	古野	向	90	10	4
48	1966	三船	由布市挾間町	三船	三船	50	10	2
49	1967	鬼瀬	由布市挾間町	鬼瀬	鬼瀬	90	10	2
50	1968	鬼瀬	由布市挾間町	鬼瀬	鬼瀬	70	10	3
51	1969	鬼瀬	由布市挾間町	鬼瀬	鬼瀬	160	100	1
52	1970	篠原	由布市挾間町	篠原	篠原	200	140	4
53	1971	篠原	由布市挾間町	篠原	篠原	30	10	1
54	1972	鬼瀬	由布市挾間町	鬼瀬	鬼瀬	40	30	1
55	1973	上市	由布市挾間町	挾間	上市	50	10	2
56	1974	柏野	由布市挾間町	向原	柏野	70	10	3
57	1975	貴船	由布市挾間町	鬼崎	貴船	40	30	4
58	1976	同尻	由布市挾間町	鬼崎	同尻	20	10	2
59	1977	上市	由布市挾間町	挾間	上市	50	10	2
60	1978	田の小野	由布市挾間町	鬼崎	田の小野	250	40	1
61	1979	下鬼崎	由布市挾間町	鬼崎	下鬼崎	60	20	4
62	1980	中村	由布市挾間町	向原	中村	60	10	2
63	1981	篠原	由布市挾間町	篠原	篠原	110	30	3
64	1982	阿鉢	由布市挾間町	小野	阿鉢	70	20	1
65	1983	阿鉢	由布市挾間町	小野	阿鉢	100	30	2
66	1984	阿鉢	由布市挾間町	小野	阿鉢	60	10	1
67	1985	阿鉢	由布市挾間町	小野	阿鉢	90	10	4
68	1986	篠原	由布市挾間町	篠原	篠原	100	60	2
69	1987	篠原	由布市挾間町	篠原	篠原	100	30	2
70	1988	篠原	由布市挾間町	篠原	篠原	160	10	4
71	1989	芝尾	由布市挾間町	鬼崎	芝尾	100	10	2
72	1990	東の山	由布市挾間町	谷	東の山	40	10	1
73	1991	東の山	由布市挾間町	谷	東の山	90	10	2
74	1992	東の山	由布市挾間町	谷	東の山	70	10	2
75	1993	岡	由布市挾間町	谷	岡	150	10	4
76	1994	白岳	由布市挾間町	谷	白岳	150	40	4

(自然斜面・人家戸数1～4戸)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
77	1995	山田	由布市挾間町	谷	山田	50	10	2
78	1996	山田	由布市挾間町	谷	山田	70	10	2
79	1997	東の山	由布市挾間町	谷	東の山	40	10	2
80	1998	中台	由布市挾間町	七蔵司	中台	90	40	2
81	1999	小平	由布市挾間町	内成	小平	70	20	2
82	2000	朴木上	由布市挾間町	朴木	朴木上	80	10	1
83	2001	詰	由布市挾間町	内成	詰	100	20	4
84	2002	南田代	由布市挾間町	田代	南田代	80	80	1
85	2003	朴木下	由布市挾間町	朴木	朴木下	130	30	2
86	2004	朴木下	由布市挾間町	朴木	朴木下	60	30	1
87	2005	朴木上	由布市挾間町	朴木	朴木上	70	10	1
88	2006	朴木上	由布市挾間町	朴木	朴木上	50	40	1
89	2007	詰	由布市挾間町	内成	詰	40	10	3
90	2008	朴木上	由布市挾間町	朴木	朴木上	60	10	1
91	2009	朴木上	由布市挾間町	朴木	朴木上	50	20	2
92	2010	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	140	65	4
93	2011	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	70	60	1
94	2012	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	60	20	1
95	2013	南田代	由布市挾間町	田代	南田代	60	15	1
96	2014	山口	由布市挾間町	七蔵司	山口	70	10	2
97	2015	茅場	由布市挾間町	時松	茅場	100	30	1
98	2016	下小野	由布市挾間町	小野	下小野	110	30	5
99	2017	下小野	由布市挾間町	小野	下小野	160	20	4
100	2018	上小野	由布市挾間町	小野	上小野	90	90	2
101	2019	馬場	由布市挾間町	小野	馬場	60	80	1
102	2020	片野	由布市挾間町	筒口	片野	30	10	1
103	2021	葛小野	由布市挾間町	小野	葛小野	110	20	2
104	2022	上筒口	由布市挾間町	筒口	上筒口	100	20	2
105	2023	平原	由布市庄内町	北大津留	平原	60	30	1
106	2024	小挾間上	由布市庄内町	小挾間	小挾間上	100	20	4
107	2025	小挾間中	由布市庄内町	小挾間	小挾間中	80	20	1
108	2026	蓑草	由布市庄内町	西	蓑草	80	15	2
109	2027	蓑草	由布市庄内町	西	蓑草	70	15	3
110	2028	竹ノ中	由布市庄内町	西大津留	竹ノ中	50	75	1
111	2029	横舞	由布市庄内町	長野	横舞	100	30	1
112	2030	平石	由布市庄内町	平石	平石	120	30	4
113	2031	中虎	由布市庄内町	長野	中虎	100	5	2
114	2032	横舞	由布市庄内町	長野	横舞	80	35	4
115	2033	馬米	由布市庄内町	中	馬米	60	50	1
116	2034	水足	由布市庄内町	高岡	水足	70	20	1
117	2035	水足	由布市庄内町	高岡	水足	120	25	3
118	2036	佐平治	由布市庄内町	高岡	佐平治	70	15	1
119	2037	中虎	由布市庄内町	長野	中虎	120	10	2
120	2038	葛原	由布市庄内町	高岡	葛原	80	20	1
121	2039	佐平治	由布市庄内町	高岡	佐平治	270	30	3
122	2040	竹の下	由布市庄内町	畑田	竹の下	130	10	2
123	2041	山ノ手	由布市庄内町	長野	山ノ手	60	25	1
124	2042	岡ノ平	由布市庄内町	長野	岡ノ平	40	20	1
125	2043	山ノ手	由布市庄内町	長野	山ノ手	60	10	1
126	2044	影戸	由布市庄内町	東大津留	影戸	50	35	1
127	2045	影戸	由布市庄内町	東大津留	影戸	50	30	1

(自然斜面・人家戸数1～4戸)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
128	2046	瀬口	由布市庄内町	東大津留	瀬口	50	10	1
129	2047	瀬口	由布市庄内町	東大津留	瀬口	50	25	1
130	2048	猪野	由布市庄内町	畑田	猪野	260	25	4
131	2049	久保	由布市庄内町	西長室	久保	40	10	1
132	2050	久保	由布市庄内町	西長室	久保	40	20	3
133	2051	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	100	35	2
134	2052	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	90	5	2
135	2053	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	50	10	2
136	2054	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	70	15	2
137	2055	小挾間下	由布市庄内町	小挾間	小挾間下	40	15	2
138	2056	小挾間下	由布市庄内町	小挾間	小挾間下	60	5	1
139	2057	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	20	5	1
140	2058	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	40	10	1
141	2059	久保	由布市庄内町	西長室	久保	40	30	2
142	2060	上武宮	由布市庄内町	西	上武宮	100	20	4
143	2061	上武宮	由布市庄内町	西	上武宮	40	10	1
144	2062	下武田	由布市庄内町	西	下武田	210	50	3
145	2063	上上淵	由布市庄内町	淵	上上淵	60	110	1
146	2064	上上淵	由布市庄内町	淵	上上淵	90	40	3
147	2065	上切畑	由布市庄内町	淵	上切畑	50	90	1
148	2066	上切畑	由布市庄内町	淵	上切畑	70	40	1
149	2067	下上淵	由布市庄内町	淵	下上淵	150	80	1
150	2068	上武宮	由布市庄内町	西	上武宮	60	5	1
151	2069	後田	由布市庄内町	西	後田	30	40	1
152	2070	下武宮	由布市庄内町	西	下武宮	150	45	3
153	2071	馬米	由布市庄内町	中	馬米	80	60	2
154	2072	小原	由布市庄内町	庄内原	小原	200	40	4
155	2073	宇南	由布市庄内町	高岡	宇南	80	35	1
156	2074	小鹿倉	由布市庄内町	野畑	小鹿倉	220	140	4
157	2075	小鹿倉	由布市庄内町	野畑	小鹿倉	100	20	2
158	2076	八久保	由布市庄内町	野畑	八久保	80	30	1
159	2077	八久保	由布市庄内町	野畑	八久保	160	40	3
160	2078	南園	由布市庄内町	野畑	南園	110	30	2
161	2079	仁瀬	由布市庄内町	野畑	仁瀬	70	30	3
162	2080	成合	由布市庄内町	野畑	成合	70	10	2
163	2081	馬米	由布市庄内町	中	馬米	100	15	3
164	2082	折立	由布市庄内町	畑田	折立	90	10	2
165	2083	折立	由布市庄内町	畑田	折立	80	10	2
166	2084	折立	由布市庄内町	畑田	折立	50	5	1
167	2085	上田	由布市庄内町	柿原	上田	50	30	1
168	2086	下田	由布市庄内町	柿原	下田	80	10	1
169	2087	奈良田	由布市庄内町	野畑	奈良田	80	5	2
170	2088	天神山	由布市庄内町	畑田	天神山	90	85	4
171	2089	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	50	25	1
172	2090	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	60	25	1
173	2091	櫟木	由布市庄内町	櫟木	櫟木	50	30	1
174	2092	松ノ木	由布市庄内町	大龍	松ノ木	80	20	3
175	2093	仲山	由布市庄内町	龍原	仲山	70	70	2
176	2094	上ノ原	由布市庄内町	龍原	上ノ原	160	60	3
177	2095	上ノ原	由布市庄内町	龍原	上ノ原	80	70	1
178	2096	上ノ原	由布市庄内町	龍原	上ノ原	90	20	2

(自然斜面・人家戸数1～4戸)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
179	2097	山鶴	由布市庄内町	大龍	山鶴	60	20	1
180	2098	上ノ原	由布市庄内町	龍原	上ノ原	60	40	1
181	2099	天神山	由布市庄内町	畑田	天神山	60	25	4
182	2100	天神山	由布市庄内町	畑田	天神山	50	25	4
183	2101	内川野	由布市庄内町	大龍	内川野	50	5	1
184	2102	原口	由布市庄内町	大龍	原口	40	5	1
185	2103	蛇口	由布市庄内町	東長宝	蛇口	30	5	2
186	2104	透崎	由布市庄内町	大龍	透崎	50	5	2
187	2105	北園	由布市庄内町	龍原	北園	30	5	1
188	2106	北園	由布市庄内町	龍原	北園	60	90	1
189	2107	内山	由布市庄内町	直野内山	内山	190	110	4
190	2108	高津野	由布市庄内町	直野内山	高津野	180	20	2
191	2109	岩下	由布市庄内町	直野内山	岩下	100	40	2
192	2110	岩下	由布市庄内町	直野内山	岩下	90	50	1
193	2111	岩下	由布市庄内町	直野内山	岩下	50	70	1
194	2112	岩下	由布市庄内町	直野内山	岩下	60	40	1
195	2113	鹿倉	由布市庄内町	野畑	鹿倉	120	100	1
196	2114	鹿倉	由布市庄内町	野畑	鹿倉	70	180	1
197	2115	鹿倉	由布市庄内町	野畑	鹿倉	60	60	2
198	2116	木村	由布市庄内町	龍原	木村	60	20	1
199	2117	木村	由布市庄内町	龍原	木村	60	20	1
200	2118	室小野	由布市庄内町	五ヶ瀬	室小野	130	140	1
201	2119	室小野	由布市庄内町	五ヶ瀬	室小野	40	70	1
202	2120	白水	由布市庄内町	阿蘇野	白水	100	50	2
203	2121	中村	由布市庄内町	阿蘇野	中村	50	10	1
204	2122	並柳	由布市湯布院町	川上	並柳	40	110	1
205	2123	並柳	由布市湯布院町	川上	並柳	120	30	2
206	2124	佐土原	由布市湯布院町	川上	佐土原	40	40	1
207	2125	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	60	40	1
208	2126	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	150	50	2
209	2127	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	70	30	2
210	2128	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	60	20	1
211	2129	槐木	由布市湯布院町	川西	槐木	70	60	2
212	2130	下石武	由布市湯布院町	川北	下石武	120	60	1
213	2131	湯無田	由布市湯布院町	川北	湯無田	40	20	1
214	2132	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	70	30	1
215	2133	下石武	由布市湯布院町	川上	下石武	20	10	1
216	2134	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	80	40	1
217	2135	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	80	10	4
218	2136	前徳野	由布市湯布院町	川西	前徳野	60	20	1
219	2137	下石武	由布市湯布院町	川北	下石武	80	30	2
220	2138	東急湯布高原	由布市湯布院町	川上	東急湯布高原	100	30	1
221	2139	津江	由布市湯布院町	川上	津江	100	70	1
222	2140	八木	由布市湯布院町	川北	八木	50	20	1
223	2141	八木	由布市湯布院町	川北	八木	30	10	1
224	2142	水池	由布市湯布院町	中川	水池	80	30	1
225	2143	小ヶ倉	由布市湯布院町	川西	小ヶ倉	30	20	1
226	2144	小ヶ倉	由布市湯布院町	川西	小ヶ倉	80	120	1
227	2145	畑倉	由布市湯布院町	川西	畑倉	150	50	2
228	2146	山口	由布市湯布院町	川西	山口	40	20	1
229	2147	畑倉	由布市湯布院町	川西	畑倉	60	30	1

(自然斜面・人家戸数1～4戸)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
230	2148	内徳野	由布市湯布院町	川西	内徳野	70	20	2
231	2149	上津々良	由布市湯布院町	川西	上津々良	230	90	3
232	2150	上津々良	由布市湯布院町	川西	上津々良	90	50	3
233	2151	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	170	40	3
234	2152	上津々良	由布市湯布院町	川西	上津々良	100	40	1
235	2153	上津々良	由布市湯布院町	川西	上津々良	50	20	1
236	2154	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	70	30	1
237	2155	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	100	30	2
238	2156	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	150	40	2
239	2157	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	40	20	2
240	2158	前徳野	由布市湯布院町	川西	前徳野	80	90	1
241	2159	小ヶ倉	由布市湯布院町	川西	小ヶ倉	30	20	1
242	2160	奥江	由布市湯布院町	川西	奥江	300	30	2
243	2161	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	120	70	3
244	2162	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	60	40	1
245	2163	下津々良	由布市湯布院町	川西	下津々良	160	80	2
246	2164	倉本	由布市湯布院町	湯平	倉本	80	50	4
247	2165	中山	由布市湯布院町	湯平	中山	100	40	1
248	2166	店上	由布市湯布院町	湯平	店上	60	30	3
249	2167	店上	由布市湯布院町	湯平	店上	80	20	1
250	2168	鮎川	由布市湯布院町	川西	鮎川	70	50	1
251	2169	畑倉	由布市湯布院町	下湯平	畑倉	150	130	2
252	2170	畑倉	由布市湯布院町	下湯平	畑倉	60	60	1
253	2171	畑倉	由布市湯布院町	下湯平	畑倉	50	60	1
254	2172	畑倉	由布市湯布院町	下湯平	畑倉	170	90	4
255	2173	幸野	由布市湯布院町	下湯平	幸野	70	30	2
256	2174	幸野	由布市湯布院町	下湯平	幸野	60	20	2
257	2175	平原	由布市湯布院町	下湯平	平原	70	50	2
258	2176	扇山	由布市湯布院町	湯平	扇山	180	110	2
259	2177	田伏	由布市湯布院町	湯平	田伏	100	80	1
260	2178	田伏	由布市湯布院町	湯平	田伏	130	120	2
261	2179	田伏	由布市湯布院町	湯平	田伏	40	20	1
262	2180	トリスガリ	由布市挾間町	時松	トリスガリ	20	10	1
263	2181	井ノ尻	由布市庄内町	野畑	井ノ尻	40	8	1
264	2182	穴田	由布市庄内町	野畑	穴田	50	8	1
265	2183	柚ノ木	由布市庄内町	北大津留	柚ノ木	40	10	1
266	2184	山神	由布市庄内町	高岡	山神	25	9	1
267	2185	中ノソノ	由布市湯布院町	川西	中ノソノ	40	20	2

(人工斜面・人家戸数1～4戸)

番号	箇所番号	箇所名	町	大字	字	箇所延長(m)	高さ(m)	人家戸数(戸)
1	112	赤野	由布市挾間町	赤野	赤野	140	30	1
2	113	赤野	由布市挾間町	赤野	赤野	100	20	1

資料；大分県地域防災計画書 (H16)

《 地すべり危険箇所 》 総則 6.1.2.2

番号	箇所名	河川名			所在地	面積	区域内の保全対象					
		水系名	幹川名	溪流名			河川への影響 (m)	人家戸数 (戸)	耕地 (ha)	公共施設 種類 名称	数量	その他
1	谷	大分川	山王川		由布市挾間町谷	12.1	800,000	11	0.6	県道 市道	650 50	
2	津江	大分川			由布市湯布院町川上	48.6		3		県道 市道	900 100	
3	奥江	大分川	戦川		由布市湯布院町川西	63.8		13	2.6	町道	900	
4	湯平	大分川	花合野川		由布市湯布院町湯平	31.5	400,000	36		県道 市道 公民館	1950 2400 1	
5	中詰	大分川	賀来川	湯布川	由布市挾間町内成	16.2	85,000	10	6.0	市道	1200	
6	下笠	大分川	賀来川	湯布川	由布市挾間町田代	7.0	100,000	16	4.0	市道 公民館	1350 1	
7	東大津留	大分川	小挾間川		由布市庄内町東大津留	46.0	1,440,000	21	36.0	市道	1900	
8	西大津留	大分川	小挾間川		由布市庄内町西大津留	51.7	1,630,000	17	38.0	市道	2500	

資料；大分県地域防災計画書 (H16)

《 落石崩壊危険地区 》 総総 6.1.2.3

道路種別	路線名	場 所	危険内 容	延 長
一般国道	国道 210 号	由布市湯布院町川西	落石	L= 50m
一般国道	国道 210 号	由布市湯布院町川西	落石	L= 40m
主要地方道	庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬	落石	L=120m
主要地方道	庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬	落石	L= 70m
主要地方道	庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬	落石	L= 80m
主要地方道	庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬	落石	L= 70m
主要地方道	庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬	落石	L= 70m
一般県道	田野庄内線	由布市庄内町野畑	落石	L=100m
一般県道	田野庄内線	由布市庄内町野畑	落石	L= 80m
一般県道	田野庄内線	由布市庄内町野畑	落石	L= 70m
一般県道	田野庄内線	由布市庄内町阿蘇野	崩壊	L= 85m
一般県道	田野庄内線	由布市庄内町阿蘇野	崩壊	L=180m
一般県道	田野庄内線	由布市庄内町阿蘇野	崩壊	L= 40m
一般県道	東山庄内線	由布市庄内町東大津留	崩壊	L=125m
一般県道	別府湯布院線	由布市湯布院町川上	落石	L=100m
一般県道	湯の平温泉線	由布市湯布院町湯ノ平	落石	L= 60m
一般県道	湯の平温泉線	由布市湯布院町湯ノ平	落石	L=100m
一般県道	湯の平温泉線	由布市湯布院町湯ノ平	落石	L= 70m

《 土石流危険渓流 》 総則 6.1.3(1)

(人家戸数5戸以上)

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地	渓流概要		保全対象	
						渓流長 (km)	流域面積 (10° 以上)k m ²	人家戸数 (戸)	公共施設等
1	04-362 I -001	大分川	大分川	鬼崎川	由布市挾間町鬼崎	0.15	0.00	0	1
2	04-362 I -002	大分川	山王川	山田川	由布市挾間町山田	0.14	0.01	5	1
3	04-362 I -003	大分川	山王川	山田川②	由布市挾間町山田	0.26	0.01	10	0
4	04-362 I -004	大分川	山王川	上中尾川②	由布市挾間町上中尾	0.22	0.04	9	0
5	04-362 I -005	大分川	山王川	上中尾川	由布市挾間町上中尾	0.20	0.04	7	1
6	04-362 I -006	大分川	大分川	中園川	由布市挾間町中園	0.21	0.06	8	0
7	04-362 I -007	大分川	大分川	神屋敷川	由布市挾間町神屋敷	0.25	0.06	6	0
8	04-362 I -008	大分川	大分川	池ノ上川①	由布市挾間町池ノ上	0.50	0.09	11	1
9	04-362 I -009	大分川	大分川	池ノ上川②	由布市挾間町池ノ上	0.30	0.11	9	1
10	04-362 I -010	大分川	大分川	池ノ上川	由布市挾間町池上	0.40	0.01	7	0
11	04-362 I -011	大分川	大分川	鬼瀬川③	由布市挾間町鬼瀬	0.13	0.02	0	1
12	04-362 I -012	大分川	大分川	鬼瀬川①	由布市挾間町鬼瀬	0.10	0.04	0	1
13	04-362 I -013	大分川	大分川	鬼瀬川②	由布市挾間町鬼瀬	0.11	0.02	9	0
14	04-362 I -014	大分川	黒川	植坪川	由布市挾間町植坪	0.17	0.01	5	0
15	04-362 I -015	大分川	黒川	海老毛川①	由布市挾間町海老毛	0.23	0.00	2	1
16	04-362 I -016	大分川	由布川	東行川②	由布市挾間町東行	0.26	0.10	2	1
17	04-362 I -017	大分川	由布川	中詰川②	由布市挾間町中詰	0.18	0.03	6	1
18	04-362 I -018	大分川	石城川	芦松川①	由布市挾間町芦松	0.16	0.02	0	0
19	04-363 I -001	大分川	芹川	寺小野川①	由布市庄内町寺小野	0.66	0.23	7	0
20	04-363 I -002	大分川	芹川	谷川	由布市庄内町寺小野	2.15	1.70	9	0
21	04-363 I -003	大分川	大分川	雷川	由布市庄内町林	0.34	0.10	5	1
22	04-363 I -004	大分川	阿蘇野川	雷川	由布市庄内町雷	0.83	0.35	5	0
23	04-363 I -005	大分川	阿蘇野川	山鶴川①	由布市庄内町山鶴	0.57	0.13	10	0
24	04-363 I -006	大分川	阿蘇野川	山鶴川②	由布市庄内町山鶴	0.66	0.21	5	0
25	04-363 I -007	大分川	阿蘇野川	山鶴川③	由布市庄内町山鶴	0.47	0.16	5	1
26	04-363 I -008	大分川	阿蘇野川	七倉川	由布市庄内町七倉	1.23	0.49	7	0
27	04-363 I -009	大分川	阿蘇野川	笛鹿倉川	由布市庄内町笛鹿倉川	0.20	0.06	7	0
28	04-363 I -010	大分川	阿蘇野川	成合川	由布市庄内町成合	1.46	1.07	5	0
29	04-363 I -011	大分川	阿蘇野川	日ヶ暮川	由布市庄内町日ヶ暮	0.16	0.09	7	1
30	04-363 I -012	大分川	阿蘇野川	大合野川	由布市庄内町大合野	1.13	0.84	5	0
31	04-363 I -013	大分川	阿蘇野川	永畑川	由布市庄内町永畑	10.05	1.91	7	0
32	04-363 I -014	大分川	阿蘇野川	伊小野川②	由布市庄内町伊小野	0.39	0.13	7	0
33	04-363 I -015	大分川	阿蘇野川	伊小野川①	由布市庄内町伊小野	0.08	0.04	7	0
34	04-363 I -016	大分川	阿蘇野川	所小野川	由布市庄内町所小野	0.30	0.47	3	1
35	04-363 I -017	大分川	阿蘇野川	高津原川	由布市庄内町高津原	0.30	0.05	9	1
36	04-363 I -018	大分川	阿蘇野川	高津原川②	由布市庄内町高津原	0.14	0.04	5	1
37	04-363 I -019	大分川	阿蘇野川	高津原川③	由布市庄内町高津原	0.13	0.04	6	0
38	04-363 I -020	大分川	阿蘇野川	柏ノ木川①	由布市庄内町柏ノ木	0.07	0.02	8	0
39	04-363 I -021	大分川	阿蘇野川	柏ノ木川②	由布市庄内町柏ノ木	0.83	0.42	5	0
40	04-363 I -022	大分川	阿蘇野川	中村川	由布市庄内町中村	0.20	0.08	2	1
41	04-363 I -023	大分川	阿蘇野川	原中川②	由布市庄内町原中	1.92	0.82	5	0
42	04-363 I -024	大分川	阿蘇野川	原中川	由布市庄内町原中	1.28	0.41	6	0
43	04-363 I -025	大分川	鍋谷川	上重川④	由布市庄内町上重	2.32	1.24	5	0
44	04-363 I -026	大分川	鍋谷川	上重川③	由布市庄内町上重	0.14	0.02	7	0
45	04-363 I -027	大分川	鍋谷川	上重川②	由布市庄内町上重	0.40	0.07	6	4
46	04-363 I -028	大分川	鍋谷川	上重川①	由布市庄内町上重	0.10	0.02	8	0
47	04-363 I -029	大分川	鍋谷川	牧ノ原②	由布市庄内町牧ノ原	0.52	0.12	5	1
48	04-363 I -030	大分川	鍋谷川	直野川②	由布市庄内町直野	0.51	0.25	1	1
49	04-363 I -031	大分川	阿蘇野川	鹿倉川③	由布市庄内町鹿倉	1.35	1.40	5	0
50	04-363 I -032	大分川	阿蘇野川	鹿倉川②	由布市庄内町鹿倉	0.55	0.25	5	0

(人家戸数5戸以上)

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概要		保全対象	
						溪流長 (km)	流域面積 (10°以上)k m ²	人家戸数 (戸)	公共施設等
51	04-363 I -033	大分川	大分川	灰塚谷川	由布市庄内町八久保	0.26	0.14	5	0
52	04-363 I -034	大分川	山井川	山井川	由布市庄内町山井	0.21	0.06	5	0
53	04-363 I -035	大分川	大分川	中淵川①	由布市庄内町中淵	0.46	0.20	26	0
54	04-363 I -036	大分川	大分川	角神川	由布市庄内町角神	1.26	0.48	14	0
55	04-363 I -037	大分川	大分川	尾足川	由布市庄内町尾足	1.92	1.47	5	0
56	04-363 I -038	大分川	大分川	尾足川	由布市庄内町尾足	0.23	0.08	6	0
57	04-363 I -039	大分川	大分川	高津原川	由布市庄内町高津原	2.12	0.93	6	0
58	04-363 I -040	大分川	大分川	下柿木川	由布市庄内町下柿木	1.85	0.97	12	0
59	04-363 I -041	大分川	大分川	古園川	由布市庄内町古園	0.34	0.31	6	1
60	04-363 I -042	大分川	大分川	子袋川	由布市庄内町子袋	1.63	1.29	8	0
61	04-363 I -043	大分川	大分川	藁草川②	由布市庄内町藁草	1.92	0.91	9	0
62	04-363 I -044	大分川	大分川	みの草川①	由布市庄内町上武宮	0.28	0.11	6	0
63	04-363 I -045	大分川	大分川	みの草川②	由布市庄内町上武宮	0.10	0.07	6	0
64	04-363 I -046	大分川	大分川	江後谷川	由布市庄内町平石	1.87	0.86	11	0
65	04-363 I -047	大分川	大分川	中無礼谷川	由布市庄内町平石	1.23	1.00	5	0
66	04-363 I -048	大分川	大分川	馬米川	由布市庄内町成合	0.53	0.13	5	0
67	04-363 I -049	大分川	大分川	深谷川②	由布市庄内町深谷	0.13	0.02	6	0
68	04-363 I -050	大分川	大分川	深谷川	由布市庄内町深谷	2.45	3.73	5	1
69	04-363 I -051	大分川	大分川	橋爪川①	由布市庄内町橋爪	0.34	0.04	5	0
70	04-363 I -052	大分川	大分川	裏川	由布市庄内町橋爪	0.95	0.02	12	0
71	04-363 I -053	大分川	大分川	慶覚寺川	由布市庄内町折立	0.22	0.08	5	0
72	04-363 I -054	大分川	大分川	折立川②	由布市庄内町折立	0.12	0.02	5	0
73	04-363 I -055	大分川	大分川	天神山川	由布市庄内町天神山	0.12	0.03	6	0
74	04-363 I -056	大分川	猪野川	上組川①	由布市庄内町上組	1.31	0.96	11	0
75	04-363 I -057	大分川	猪野川	上組川②	由布市庄内町上組	1.13	0.51	5	0
76	04-363 I -058	大分川	猪野川	中虎川②	由布市庄内町中虎	0.23	0.12	5	0
77	04-363 I -059	大分川	猪野川	中虎川①	由布市庄内町中虎	1.22	0.90	9	0
78	04-363 I -060	大分川	猪野川	岡ノ平川	由布市庄内町岡ノ平	1.32	0.50	6	0
79	04-363 I -061	大分川	猪野川	南大津留川①	由布市庄内町南大津留	0.30	0.21	9	0
80	04-363 I -062	大分川	猪野川	江後谷川	由布市庄内町中尾	1.79	1.02	9	0
81	04-363 I -063	大分川	小挾間川	下瀬口川	由布市庄内町瀬口	0.17	0.05	2	1
82	04-363 I -064	大分川	小挾間川	岳中川	由布市庄内町宗寿寺	1.09	0.50	15	0
83	04-363 I -065	大分川	小挾間川	宗寿寺川	由布市庄内町竹中	0.35	0.12	10	0
84	04-363 I -066	大分川	小挾間川	竹中川②	由布市庄内町竹中	0.52	0.18	5	0
85	04-363 I -067	大分川	小挾間川	柚ノ木川	由布市庄内町柚ノ木	0.92	0.36	6	0
86	04-363 I -068	大分川	小挾間川	下柚ノ木川	由布市庄内町下柚ノ木	0.08	0.03	5	0
87	04-363 I -069	大分川	大分川	蛇口川	由布市庄内町蛇口	0.25	0.07	7	0
88	04-363 I -070	大分川	大分川	櫟木川	由布市庄内町櫟木	0.10	0.02	6	0
89	04-364 I -001	大分川	大分川	小平川	由布市湯布院町小平	0.46	0.39	11	1
90	04-364 I -002	大分川	花合野川	花合野川	由布市湯布院町花合野	0.05	0.26	9	1
91	04-364 I -003	大分川	花合野川	湯平温泉川	由布市湯布院町湯布温泉	0.15	0.01	20	8
92	04-364 I -004	大分川	大分川	畑川①	由布市湯布院町畑	0.08	0.05	5	0
93	04-364 I -005	大分川	大分川	畑川②	由布市湯布院町畑	0.20	0.10	6	0
94	04-364 I -006	大分川	戦川	奥江川	由布市湯布院町奥江	0.14	0.30	5	0
95	04-364 I -007	大分川	小槐木川	槐木川②	由布市湯布院町槐木	0.43	0.20	2	1
96	04-364 I -008	大分川	小槐木川	内徳野川②	由布市湯布院町内徳野	0.15	0.05	6	0
97	04-364 I -009	大分川	大分川	内徳野川③	由布市湯布院町内徳野	0.15	0.04	7	1
98	04-364 I -010	大分川	大分川	内徳野川①	由布市湯布院町内徳野	0.07	0.04	6	1
99	04-364 I -011	大分川	大分川	前徳野川	由布市湯布院町前徳野川	0.01	0.02	9	0
100	04-364 I -012	大分川	平川	高原川①	由布市湯布院町湯布高原	0.23	0.13	8	0
101	04-364 I -013	大分川	福万川	高原川②	由布市湯布院町湯布高原	0.13	0.03	11	0
102	04-364 I -014	大分川	宮川	荒木川④	由布市湯布院町荒木	0.41	0.15	15	1

(人家戸数5戸以上)

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概要		保全対象	
						溪流長 (km)	流域面積 (10° 以上)k m ²	人家戸数 (戸)	公共施設等
103	04-364 I -015	大分川	宮川	荒木川①	由布市湯布院町荒木	0.99	0.27	14	1
104	04-364 I -016	大分川	宮川	荒木川②	由布市湯布院町荒木	0.30	0.22	19	1
105	04-364 I -017	大分川	大分川	光永川	由布市湯布院町光永	0.01	0.04	5	1
106	04-364 I -018	大分川	宮川	荒木川③	由布市湯布院町荒木	0.33	0.13	9	0
107	04-364 I -019	大分川	白滝川	並柳川③	由布市湯布院町並柳	0.22	0.16	6	0
108	04-364 I -020	大分川	白滝川	並柳川④	由布市湯布院町並柳	0.17	0.14	2	1
109	04-364 I -021	大分川	白滝川	若杉川	由布市湯布院町若杉	0.21	0.06	6	0
110	04-364 I -022	大分川	白滝川	若杉川	由布市湯布院町若杉	0.63	0.39	10	1
111	04-364 I -023	大分川	白滝川	若杉川②	由布市湯布院町若杉	0.02	0.07	5	1
112	04-364 I -024	大分川	白滝川	並柳川⑤	由布市湯布院町並柳	1.28	1.36	29	0
113	04-364 I -025	大分川	白滝川	並柳川⑥	由布市湯布院町並柳	0.25	0.07	21	0
114	04-364 I -026	大分川	白滝川	並柳川①	由布市湯布院町並柳	0.74	0.18	14	0
115	04-364 I -027	大分川	白滝川	並柳川②	由布市湯布院町並柳	0.01	0.03	8	0
116	04-364 I -028	大分川	白滝川	佐土原川①	由布市湯布院町佐土原	0.21	0.09	19	1
117	04-364 I -029	大分川	湯の坪川	佐土原川②	由布市湯布院町佐土原	0.01	0.06	14	1
118	04-364 I -030	大分川	湯の坪川	湯ノ坪川	由布市湯布院町湯の坪	1.02	2.08	124	2
119	04-364 I -031	大分川	大分川	岳本川	由布市湯布院町岳本	1.12	0.50	76	1
120	04-364 I -032	大分川	大分川	岳本川①	由布市湯布院町岳本	0.41	0.26	73	1
121	04-364 I -033	大分川	大分川	岳本川②	由布市湯布院町岳本	0.59	0.25	42	1
122	04-364 I -034	大分川	大分川	津江川②	由布市湯布院町津江	0.55	0.20	55	1
123	04-364 I -035	大分川	大分川	津江川①	由布市湯布院町津江	0.56	0.15	71	2
124	04-364 I -036	大分川	大分川	津江川③	由布市湯布院町津江	0.93	0.67	96	1
125	04-364 I -037	大分川	大分川	東石松川④	由布市湯布院町東石松	0.33	0.11	73	0
126	04-364 I -038	大分川	大分川	東石松川③	由布市湯布院町東石松	0.37	0.18	25	1
127	04-364 I -039	大分川	大分川	西石松川	由布市湯布院町西石松	0.71	0.55	79	3
128	04-364 I -040	大分川	大分川	西石松川②	由布市湯布院町西石松	0.51	0.22	73	1
129	04-364 I -041	大分川	大分川	西石松川③	由布市湯布院町西石松	0.31	0.10	40	2
130	04-364 I -042	大分川	大分川	平川①	由布市湯布院町平	0.56	0.39	32	2
131	04-364 I -043	大分川	大分川	平川②	由布市湯布院町平	0.10	0.08	15	1
132	04-364 I -044	大分川	大分川	平川③	由布市湯布院町平	0.23	0.10	9	1
133	04-364 I -045	大分川	大分川	中依川	由布市湯布院町中依	0.80	0.38	32	0
134	04-364 I -046	大分川	大分川	中依川②	由布市湯布院町中依	0.18	0.13	5	0
135	04-364 I -047	大分川	暮ヶ谷川	下依川①	由布市湯布院町下依	0.59	0.24	28	0
136	04-364 I -048	大分川	大分川	下依川②	由布市湯布院町下依	1.65	1.04	30	0
137	04-364 I -049	大分川	大分川	網代川	由布市湯布院町網代	0.29	0.10	5	0
138	04-364 I -050	大分川	大分川	鮎川川②	由布市湯布院町鮎川	0.27	0.07	5	0
139	04-364 I -051	大分川	大分川	馬渡川	由布市湯布院町馬渡	0.16	0.08	5	0
140	04-364 I -052	大分川	大分川	畑川③	由布市湯布院町畑	0.01	0.04	4	1
141	04-364 I -053	大分川	鍋倉川	水地川	由布市湯布院町水地	1.38	0.62	10	0
142	04-364 I -054	津房川	塚原戦川	中釣川②	由布市湯布院町塚原	1.20	0.59	6	0
143	04-364 I -055	津房川	雛戸川	雛戸川	由布市湯布院町塚原	0.11	0.06	13	0
144	04-364 I -056	大分川	戦川	鹿出川	由布市湯布院町塚原	0.91	0.53	1	1

《 土石流危険溪流 》 総則 6.1.3(2)

(人家戸数1~4戸)

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概要		保全対象 人家戸数 (戸)
						溪流長 (km)	流域面積 (10°以上)k m ²	
1	04-362Ⅱ-001	大分川	山王川	上中尾川①	由布市挾間町上中尾	0.54	0.08	3
2	04-362Ⅱ-002	大分川	山王川	筒口川	由布市挾間町筒口	0.89	0.21	1
3	04-362Ⅱ-003	大分川	大分川	池上川①	由布市挾間町池上	0.25	0.03	3
4	04-362Ⅱ-004	大分川	黒川	山田川①	由布市挾間町山田	0.30	0.00	3
5	04-362Ⅱ-005	大分川	黒川	海老毛川②	由布市挾間町海老毛	0.27	0.00	1
6	04-362Ⅱ-006	大分川	由布川	東行川③	由布市挾間町東行	0.15	0.02	1
7	04-362Ⅱ-007	大分川	由布川	東行川④	由布市挾間町東行	0.17	0.01	3
8	04-362Ⅱ-008	大分川	由布川	東行川①	由布市挾間町東行	0.19	0.03	2
9	04-362Ⅱ-009	大分川	由布川	朴木川	由布市挾間町朴木	0.20	0.02	2
10	04-362Ⅱ-010	大分川	由布川	小平川	由布市挾間町小平	0.30	0.04	3
11	04-362Ⅱ-011	大分川	由布川	内成川	由布市挾間町内成	0.16	0.04	2
12	04-362Ⅱ-012	大分川	由布川	下詰川①	由布市挾間町下詰	0.15	0.02	2
13	04-362Ⅱ-013	大分川	由布川	中詰川①	由布市挾間町中詰	0.27	0.07	2
14	04-362Ⅱ-014	大分川	由布川	中詰川	由布市挾間町中詰	0.15	0.02	2
15	04-362Ⅱ-015	大分川	由布川	下詰川	由布市挾間町下詰	0.40	0.18	2
16	04-362Ⅱ-016	大分川	石城川	中畑川①	由布市挾間町中畑	0.50	0.09	3
17	04-362Ⅱ-017	大分川	石城川	中畑川②	由布市挾間町中畑	0.20	0.04	1
18	04-362Ⅱ-018	大分川	石城川	芦松川②	由布市挾間町芦松	0.12	0.02	2
19	04-363Ⅱ-001	大分川	芹川	本村川	由布市庄内町本村	0.22	0.09	2
20	04-363Ⅱ-002	大分川	芹川	袋川	由布市庄内町袋	0.18	0.10	2
21	04-363Ⅱ-003	大分川	芹川	室小野川①	由布市庄内町室小野	0.51	0.09	1
22	04-363Ⅱ-004	大分川	芹川	室小野川②	由布市庄内町室小野川	1.04	0.51	1
23	04-363Ⅱ-005	大分川	阿蘇野川	鹿倉川④	由布市庄内町鹿倉	0.36	0.11	1
24	04-363Ⅱ-006	大分川	阿蘇野川	日ヶ暮川	由布市庄内町日ヶ暮	0.80	0.33	1
25	04-363Ⅱ-007	大分川	阿蘇野川	日ヶ暮川	由布市庄内町日ヶ暮	1.06	0.38	2
26	04-363Ⅱ-008	大分川	阿蘇野川	日ヶ暮川	由布市庄内町日ヶ暮	0.71	0.20	1
27	04-363Ⅱ-009	大分川	阿蘇野川	中村川	由布市庄内町中村	1.21	0.40	3
28	04-363Ⅱ-010	大分川	阿蘇野川	中村川	由布市庄内町中村	1.09	0.43	1
29	04-363Ⅱ-011	大分川	阿蘇野川	落水川	由布市庄内町十合野	0.17	0.03	2
30	04-363Ⅱ-012	大分川	鍋谷川	内山川①	由布市庄内町内山	0.09	0.08	4
31	04-363Ⅱ-013	大分川	鍋谷川	内山川②	由布市庄内町内山	0.39	0.08	2
32	04-363Ⅱ-014	大分川	鍋谷川	内山川	由布市庄内町内山	0.42	0.15	2
33	04-363Ⅱ-015	大分川	鍋谷川	高津野川	由布市庄内町高津野	0.25	0.07	2
34	04-363Ⅱ-016	大分川	鍋谷川	牧ノ原②	由布市庄内町牧ノ原	0.36	0.06	2
35	04-363Ⅱ-017	大分川	鍋谷川	直野川③	由布市庄内町下直野	0.31	0.12	1
36	04-363Ⅱ-018	大分川	阿蘇野川	熊郡川	由布市庄内町鹿倉	0.19	0.10	1
37	04-363Ⅱ-019	大分川	阿蘇野川	加倉川①	由布市庄内町加倉	0.73	0.26	3
38	04-363Ⅱ-020	大分川	大分川	八久保川	由布市庄内町八久保	0.11	0.03	3
39	04-363Ⅱ-021	大分川	大分川	中淵川②	由布市庄内町中淵	1.03	0.37	2
40	04-363Ⅱ-022	大分川	大分川	上武宮川	由布市庄内町上武宮	0.07	0.04	3
41	04-363Ⅱ-023	大分川	大分川	上武宮川	由布市庄内町上武宮	0.35	0.70	2
42	04-363Ⅱ-024	大分川	大分川	平石川	由布市庄内町平石	1.23	0.69	3
43	04-363Ⅱ-025	大分川	大分川	小原川	由布市庄内町小原	0.10	0.03	1
44	04-363Ⅱ-026	大分川	大分川	東家川	由布市庄内町小原	0.70	0.08	4
45	04-363Ⅱ-027	大分川	大分川	宇南川	由布市庄内町宇南	0.18	0.04	3
46	04-363Ⅱ-028	大分川	小挾間川	葛原川	由布市庄内町葛原	0.25	0.06	1
47	04-363Ⅱ-029	大分川	猪野川	南大津留③	由布市庄内町南大津留	0.41	0.30	1
48	04-363Ⅱ-030	大分川	小挾間川	宗寿寺川②	由布市庄内町南大津留	0.12	0.08	2
49	04-363Ⅱ-031	大分川	小挾間川	影戸川	由布市庄内町影戸	0.10	0.03	1
50	04-363Ⅱ-032	大分川	小挾間川	下柚木川	由布市庄内町柚木	0.13	0.04	3

(人家戸数1~4戸)

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概要		保全対象
						溪流長 (km)	流域面積 (10°以上)k m ²	人家戸数 (戸)
51	04-363Ⅱ-033	大分川	小挾間川	平原川	由布市庄内町平原	0.21	0.05	4
52	04-363Ⅱ-034	大分川	小挾間川	平原川	由布市庄内町平原	0.07	0.03	1
53	04-363Ⅱ-035	大分川	小挾間川	小挾間川	由布市庄内町小挾間	0.04	0.02	1
54	04-363Ⅱ-036	大分川	大分川	櫛木川①	由布市庄内町櫛木	0.13	0.06	1
55	04-363Ⅱ-037	大分川	大分川	櫛木川②	由布市庄内町下櫛木	0.21	0.03	3
56	04-363Ⅱ-038	大分川	大分川	下櫛木川	由布市庄内町下櫛木	0.10	0.02	2
57	04-364Ⅱ-001	大分川	花合野川	平原川①	由布市湯布院町平原	0.27	0.80	2
58	04-364Ⅱ-002	大分川	花合野川	平原川②	由布市湯布院町平原	0.16	0.09	2
59	04-364Ⅱ-003	大分川	花合野川	平原川③	由布市湯布院町平原	0.31	0.08	1
60	04-364Ⅱ-004	大分川	花合野川	田伏川	由布市湯布院町田伏	0.18	0.12	3
61	04-364Ⅱ-005	大分川	花合野川	扇山川	由布市湯布院町扇山	0.10	0.02	2
62	04-364Ⅱ-006	大分川	花合野川	扇山川	由布市湯布院町扇山	0.28	0.09	1
63	04-364Ⅱ-007	大分川	花合野川	倉本川	由布市湯布院町倉本	0.43	0.12	3
64	04-364Ⅱ-008	大分川	花合野川	花合野川	由布市湯布院町花合野	0.21	0.26	1
65	04-364Ⅱ-009	大分川	戦川	鹿出川	由布市湯布院町鹿出	0.91	0.53	1
66	04-364Ⅱ-010	大分川	戦川	奥江川②	由布市湯布院町奥江	0.92	0.39	3
67	04-364Ⅱ-011	大分川	戦川	奥江川③	由布市湯布院町奥江	0.21	0.11	3
68	04-364Ⅱ-012	大分川	戦川	奥江川④	由布市湯布院町奥江	0.32	0.28	1
69	04-364Ⅱ-013	大分川	大分川	下津々良川①	由布市湯布院町下津々良	0.45	0.10	2
70	04-364Ⅱ-014	大分川	大分川	下津々良川④	由布市湯布院町川原	0.17	0.05	1
71	04-364Ⅱ-015	大分川	大分川	下津々良川②	由布市湯布院町下津々良	0.57	0.20	1
72	04-364Ⅱ-016	大分川	大分川	下津々良川③	由布市湯布院町下津々良	0.11	0.02	1
73	04-364Ⅱ-017	大分川	大分川	上津々良川②	由布市湯布院町上津々良	0.23	0.11	1
74	04-364Ⅱ-018	大分川	山口川	奥畑①	由布市湯布院町奥畑	0.41	0.26	4
75	04-364Ⅱ-019	大分川	上津々良川	奥畑②	由布市湯布院町奥畑	0.60	0.26	1
76	04-364Ⅱ-020	大分川	上津々良川	畑倉川	由布市湯布院町畑倉	1.05	0.08	3
77	04-364Ⅱ-021	大分川	上津々良川	奥畑川③	由布市湯布院町奥畑	0.26	0.16	1
78	04-364Ⅱ-022	大分川	大分川	槐木川	由布市湯布院町槐木	0.08	0.03	1
79	04-364Ⅱ-023	大分川	福万川	福万川	由布市湯布院町乙丸牧場	0.26	0.13	1
80	04-364Ⅱ-024	大分川	白滝川	佐土原川	由布市湯布院町佐土原	0.05	0.01	1
81	04-364Ⅱ-025	大分川	白滝川	佐土原川	由布市湯布院町佐土原	0.18	0.07	4
82	04-364Ⅱ-026	大分川	大分川	由布津江川	由布市湯布院町津江	0.73	0.09	1
83	04-364Ⅱ-027	大分川	大分川	下依川③	由布市湯布院町下依	0.11	0.06	1
84	04-364Ⅱ-028	大分川	大分川	下依川①	由布市湯布院町下依	0.17	0.05	1
85	04-364Ⅱ-029	大分川	大分川	下依川②	由布市湯布院町下依	0.10	0.06	1
86	04-364Ⅱ-030	大分川	大分川	寺川①	由布市湯布院町寺川	0.05	0.03	3
87	04-364Ⅱ-031	大分川	大分川	寺川②	由布市湯布院町寺川	0.16	0.06	2
88	04-364Ⅱ-032	大分川	大分川	鮎川①	由布市湯布院町鮎川	0.48	0.29	1
89	04-364Ⅱ-033	大分川	大分川	鮎川①	由布市湯布院町鮎川	0.15	0.04	4
90	04-364Ⅱ-034	大分川	大分川	鮎川②	由布市湯布院町鮎川	0.03	0.13	1
91	04-364Ⅱ-035	大分川	大分川	馬渡川	由布市湯布院町馬渡	2.80	1.04	3
92	04-364Ⅱ-036	大分川	大分川	湯ノ上川	由布市湯布院町湯ノ上	0.38	0.14	1
93	04-364Ⅱ-037	大分川	大分川	渡司川	由布市湯布院町渡司	0.13	0.06	1
94	04-364Ⅱ-038	大分川	大分川	畑川	由布市湯布院町畑	0.71	0.32	3
95	04-364Ⅱ-039	大分川	鍋倉川	水地川②	由布市湯布院町小池	0.01	0.16	2
96	04-364Ⅱ-040	大分川	大分川	幸野川	由布市湯布院町幸野	0.67	0.22	3
97	04-364Ⅱ-041	大分川	津房川	温泉川	由布市湯布院町塚原	0.15	0.14	1
98	04-364Ⅱ-042	大分川	津房川	津房川	由布市湯布院町塚原	1.10	0.39	1

資料；大分県地域防災計画書 (H16)

《 重要水防区域 》 風予 2.2.1(1)

県管理区間

○水防警報を行う指定河川

記号	河川名	左右岸別	延長 (m)	水防区域
A-1	大分川	左岸	700	由布市挾間町挾間の天神橋から挾間の黒川合流地点まで 由布市挾間町鬼崎から鬼崎の山王川合流地点まで
		右岸	1,000	
A-4	大分川	両岸	4,700	由布市湯布院町川北の福万川合流地点から川上の沈橋まで
A-4	旧大分川	両岸	100	由布市湯布院町川上の大分川合流点から上流100mの区間
A-3	平川	両岸	200	由布市湯布院町川西の桑屋橋から川西の大分川合流点まで
A-3	小塊木川	両岸	150	由布市湯布院町川西の個人橋から川北の平川合流点まで
A-4	宮川	左岸	1,000	由布市湯布院町川上のJ A久大線鉄橋から大字川北の大分川合流点まで
		右岸	1,300	
A-19	大分川	左岸	550	由布市庄内町東長宝の小野屋大橋下流200mから西長宝の新竜橋上流50mまで 由布市庄内町大龍の小野屋大橋から大龍の新竜橋上流100mまで
		右岸	400	

○重要水防区域

記号	河川名	左右岸別	延長 (m)	水防区域
B-4	大分川	両岸	4,700	由布市湯布院町川北から川上まで
		右岸	500	由布市挾間町鬼崎の同尻橋
B-5	平川	両岸	300	由布市湯布院町川西
	小塊木川	両岸	150	由布市湯布院町川西
	宮川	両岸	1,300	由布市湯布院町川北

○水防区域

記号	河川名	左右岸別	延長 (m)	水防区域
C-4	花合野川	左岸	650	由布市湯布院町湯平
		右岸	650	
C-12	黒川	両岸	350	由布市挾間町挾間

資料；大分県水防計画書(H24)

国管理区間

○重要水防区域

記号	河川名	左右岸別	延長 (m)	水防区域
8	大分川	左岸	176	由布市挾間町下市277番地1先の天神橋から176m
18	大分川	右岸	637	由布市挾間町鬼崎の天神橋から637m

《 災害危険河川 》 風予 2.2.1(2)

番号	水系名	河川名	法河川延長 (m)	災害危険河川区域		備考
				所在地 (被害区域を含む)	延長(m)	
1	大分川	大分川(1)	9,400	由布市挾間町大字挾間字鶴田 由布市挾間町大字鬼ヶ瀬字鬼ヶ瀬	4,800	
2	大分川	大分川(2)	10,000	由布市庄内町大字東長宝字小野屋 由布市庄内町大字西長宝字透内	1,900	
3	大分川	大分川(3)	(17,000) 12,600	由布市湯布院町大字川西字下津々良 由布市湯布院町大字川上字津江	9,599	
4	大分川	賀来川(1)	1,100	大分市大字宮苑字中村 由布市挾間町大字来鉢字来鉢東部	1,100	
5	大分川	賀来川(2)	3,300	由布市挾間町大字来鉢字来鉢東部	900	
6	大分川	鬼崎川	1,700	大分川合流点 由布市挾間町大字鬼崎字鶴の前	1,300	
7	大分川	黒川	1,600	大分川合流点 由布市挾間町大字向原字中村	1,200	
8	大分川	山王川	4,300	大分川合流点 由布市挾間町大字谷字鳥井尾	3,600	
9	大分川	阿蘇野川 (1)	5,000	由布市庄内町大字大竜字原口 由布市庄内町大字大竜字原口	800	
10	大分川	阿蘇野川 (2)	5,000	由布市庄内町大字野畑字南園 由布市庄内町大字野畑字加原	2,000	
11	大分川	阿蘇野川 (3)	6,700	由布市庄内町大字阿蘇野字岩下 由布市庄内町大字阿蘇野字中村	4,100	
12	大分川	鍋倉川	5,300	大分川合流点 由布市湯布院町大字下湯平字幸野	700	
13	大分川	花合野川	5,800	由布市湯布院町大字湯ノ平字橋本 由布市湯布院町大字湯ノ平字籠野	1,100	
14	大分川	上津々良川	2,500	大分川合流点 由布市湯布院町大字川西字畑倉	1,000	
15	大分川	山口川	2,400	上津々良川合流点 由布市湯布院町大字川西字山口	1,000	
16	大分川	平川	1,500	大分川合流点 由布市湯布院町大字川西字黒田	1,500	J R 久大線
17	大分川	小槐木川	1,500	大分川合流点 由布市湯布院町大字川西字丸ムタ	1,500	
18	大分川	福万川	1,700	大分川合流点 由布市湯布院町大字川北字谷	1,700	町道石武橋
19	大分川	暮ヶ谷川	1,000	大分川合流点 由布市湯布院町大字中川字高柳	1,000	
20	大分川	宮川	1,400	大分川合流点 由布市湯布院町大字川上字乙丸	1,400	J R 久大線
21	大分川	白滝川	4,300	大分川合流点 由布市湯布院町大字川上字並柳	2,500	
22	大分川	湯の坪川	1,700	大分川合流点 由布市湯布院町大字川上字重見	1,700	
23	大分川	旧大分川	200	大分川合流点 由布市湯布院町大字川上字岳本	200	

資料 ; 大分県地域防災計画書 (H16)

《 ため池一覧表 》 風予 2.6.1

番号	旧市町村	施設コード	名称	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	流域面積 (km ²)	かんがい 受益 地(ha)	かんがい 戸数 (戸)
1	挾間町	443620001	ドウメンため池	5.0	6.1	48.0	22,000	0.714600	2.0	10
2	挾間町	443620002	迫ん田溜池	4.0	5.9	64.0	7,900	0.009000	6.0	18
3	挾間町	443620003	東行溜池	4.0	7.2	50.0	11,000	0.028400	3.0	6
4	挾間町	443620004	西辺ため池(上西辺)	4.0	11.0	55.0	26,000	0.013800	31.0	40
5	挾間町	443620005	西辺ため池(下西辺)	4.8	6.0	50.0	5,900	0.033900	2.0	5
6	挾間町	443620007	河内溜池	4.4	19.1	67.0	30,800	0.287200	4.0	14
7	挾間町	443620008	小ヶ倉溜池	2.6	11.2	49.0	14,900	0.115000	15.0	25
8	挾間町	443620009	大向溜池	2.0	7.7	18.0	8,400	0.028000	90.0	50
9	挾間町	443620010	内山ため池	3.0	6.4	21.0	9,000	0.074000	20.0	30
10	挾間町	443620011	堂園溜池	1.8	10.0	42.0	3,300	0.049000	10.0	32
11	挾間町	443620012	大下溜池	4.0	4.9	36.0	2,000	0.029000	3.0	6
12	挾間町	443620013	岡ため池	2.0	3.4	40.0	2,800	0.027700	6.0	2
13	挾間町	443620014	禪たん湖溜池	4.5	11.9	66.0	32,000	0.040000	25.0	55
14	挾間町	443620015	茅場溜池	5.0	15.1	68.0	27,500	0.057000	0.8	10
15	挾間町	443620016	猪ノ頭溜池	3.6	9.0	33.0	2,600	0.038600	0.5	1
16	挾間町	443620017	山五郎溜池	4.5	7.5	31.0	3,500	0.054000	0.0	0
17	挾間町	443620018	桐木溜池	3.0	2.7	34.0	600	0.005000	0.4	1
18	挾間町	443620019	栃ヶ迫溜池	7.0	7.2	39.0	4,400	0.042000	6.0	21
19	挾間町	443620020	用石溜池	3.6	4.6	26.0	1,500	0.075000	35.0	57
20	挾間町	443620021	片野溜池	4.5	11.2	111.0	66,000	0.331000	0.9	7
21	挾間町	443620022	時松溜池	4.0	5.2	49.0	5,500	0.019000	13.0	15
22	挾間町	443620023	早馬出溜池	3.5	10.0	88.0	23,300	0.117000	12.0	27
23	挾間町	443620024	焼野溜池	4.4	12.0	76.0	12,000	0.529000	12.0	27
24	挾間町	443620025	後迫溜池	3.4	7.0	36.0	2,300	0.167000	2.5	9
25	挾間町	443620026	石堂溜池	3.3	11.6	94.0	19,800	0.294000	12.0	27
26	挾間町	443620027	屋敷溜池(二反田)	3.0	7.7	42.0	5,500	0.017900	2.0	15
27	挾間町	443620028	近畑溜池	3.5	7.4	27.0	6,600	0.017000	0.0	0
28	挾間町	443620029	老色木溜池	2.5	6.0	40.0	11,000	0.062000	0.0	0
29	挾間町	443620030	ナラカヤ溜池	4.2	3.2	54.0	2,500	0.035000	10.0	10
30	挾間町	443620031	妻ヶ城溜池	3.2	3.4	17.0	3,200	0.045000	10.0	10
31	庄内町	443630001	味水山ため池	6.9	13.0	52.0	4,300	0.696000	5.0	20
32	庄内町	443630002	星岳溜池	10.0	17.0	75.0	24,000	0.389000	0.0	0
33	庄内町	443630003	井手葉山ため池	2.0	6.8	26.0	5,700	0.022000	1.0	7
34	庄内町	443630004	猪ノ原ため池	7.0	8.0	68.5	8,300	0.013000	1.0	1
35	庄内町	443630005	片山第1ため池	2.0	6.0	31.0	6,600	0.062000	0.3	2
36	庄内町	443630006	小堤ため池	4.5	7.6	65.0	16,500	0.299000	10.0	20
37	庄内町	443630007	大堤溜池	5.0	14.0	95.0	35,200	0.294900	15.0	23
38	庄内町	443630008	しん堤ため池	3.1	6.2	83.0	6,600	0.014000	10.0	20
39	庄内町	443630010	古原ため池	4.6	7.5	69.0	7,500	0.037000	4.0	6
40	庄内町	443630011	大郷ため池	6.5	15.0	86.0	15,000	0.054000	5.0	20

《 ため池一覧表 》 風予 2.6.1

番号	旧市町村	施設コード	名称	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	流域面積 (km ²)	かんがい 受益 地(ha)	かんがい 戸数 (戸)
41	庄内町	443630012	古原ため池	1.0	3.2	46.0	6,600	0.029000	0.0	0
42	庄内町	443630013	葛原三群溜池	6.0	9.8	110.0	18,420	0.090000	7.0	7
43	庄内町	443630014	山添溜池	4.5	8.0	80.0	38,500	0.143500	1.0	2
44	庄内町	443630015	竹の下溜池	3.0	4.0	44.0	1,200	0.003000	0.0	0
45	庄内町	443630016	上の池溜池	4.5	8.3	88.0	33,000	0.093000	17.0	22
46	庄内町	443630017	下の池溜池	4.5	12.5	76.5	15,400	0.812000	17.0	22
47	庄内町	443630018	城金ため池	4.0	15.0	53.0	29,700	2.968700	10.0	11
48	庄内町	443630019	今在溜池	3.0	6.0	55.0	6,600	0.028000	0.0	0
49	庄内町	443630021	打上溜池	2.5	6.5	78.0	11,000	0.078000	0.4	4
50	庄内町	443630022	小屋苑溜池	3.0	4.8	33.0	1,700	0.005000	0.2	1
51	庄内町	443630023	水足溜池	4.5	9.8	120.0	16,500	0.184000	9.0	20
52	庄内町	443630024	下影戸溜池	4.5	8.7	82.0	22,000	0.170000	10.0	14
53	庄内町	443630026	津留溜池	1.8	2.6	23.0	330	0.042000		
54	庄内町	443630027	上影戸ため池	1.7	7.8	45.0	2,200	0.099000	9.0	20
55	庄内町	443630028	内越第1溜池	3.5	2.0	24.0	220	0.044000	0.3	3
56	庄内町	443630030	上淵溜池	4.5	6.0	52.0	5,700	0.101000	2.0	5
57	庄内町	443630031	吹迫溜池	2.5	3.2	49.0	9,800	0.188000	0.3	6
58	湯布院町	443640001	下依堤溜池	5.0	9.0	81.0	22,000	0.801800	1.0	25

《 防災教育の時期と設備 》 風予 3.3.4

区 分	内 容・特 徴 効 果 等	時 期	場 所
学校における防災教育	授業、防災副読本、 実地見学講演会、 映画会	幼児・児童の発達段階に 応じて、学校等の年間予定 の中に組み入れる。	授業（課外授業等も 含む）
防災キャン ペーン	テレビ・ラジオ等の マスコミや防災展 を通じてのキャン ペーン	水害等の生じ易い季節に 合わせて広報を実施する。 （地震・火山は年間通し て適宜繰り返す。）	広報紙、テレビ・ラ ジオ等マスコミや防災 展等を活用する。
防災訓練	目的に応じたプロ グラムにより訓練の 効果を上げる。	水害等の生じ易い季節に 入る前に実施する（地震は 年間通して適宜繰り返 す。）	訓練の目的・規模に よる。学校、職場、各 種防災センターででき る場合と屋外グラウン ド等の特設会場を必要 とする場合がある。
防災セミナー ・講演会	テーマ・内容に応じ てその効果を上げ る。	テーマ・内容に応じて、 セミナー・講演会等の時期 を選ぶ。	各種集会施設、ホー ル、コミュニティ防災 センター等
防災教育施 設	防災センター、防災 科学館・博物館・資 料館等における教 育	来観者が訪れる都度実施 する。テーマによっては、 特別に企画を立てる時期 もある。	消防学校、コミュニ ティ防災センター、防 災科学館、博物館、資 料館等
防災に関す る言い伝え等	地域特性に応じて その有効性が発揮さ れる。		

（地域防災データ総覧・防災教育編）

《 災害時要援護者避難支援プラン全体計画 》 風予 3.5.1

平成21年3月

1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

挾間・庄内・湯布院地域では、昭和50年に発生した中部地震以来大きな災害は発生していませんでしたが、平成19年に発生した台風5号により、由布市のシンボルである秀峰由布岳を中心に17時から21時までの5時間に亘り304mmの豪雨を記録しました。由布岳が山腹崩壊を起こし、土石流が発生、河川が堰き止められ、県道が流路と化し、県道はえぐられ甚大な被害をもたらしました。しかしながら、人的被害が1件もなかったことは幸いでした。

全国的には災害による犠牲者が生じ、その内、高齢者が占める割合は高くなっています。近年、避難に時間を要する災害時要援護者の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ等を作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

本市における避難支援プラン（個別計画）の対象者となる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々とする。

1) 介護保険における要介護・要支援認定者

- ・要介護3以上の居宅で生活する者

2) 障害者

- ・身体障害者（1・2級）及び知的障害者（療育手帳A等）の者

3) 妊産婦及び乳幼児

- ・乳幼児は5歳以下の者

4) 難病患者

5) 日本語に不慣れな在住外国人

6) その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者

7) 観光客

- ・観光客は、由布市地域防災計画の第14節災害時要援護者対策計画第3項の観光客及び外国人対策により行う。

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立の恐れのある地域の者を重点的・優先的に進める。

3 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

市は、由布市地域福祉計画に定めたところにより、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要援護者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する
- ③ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する

- ④ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ⑤ 民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する
- ⑥ 福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集により把握する

<Ⅰ 関係機関共有方式>

市は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している災害時要援護者に関する上記の情報について、由布市個人情報保護条例第9条第7号の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生委員・児童委員に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。なお、災害時要援護者リストの整備や避難支援プラン（個別計画）の策定にあたって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要援護者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要援護者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

<Ⅱ 手上げ方式>

「2」（P2）の対象者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から自主防災組織、民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならないものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

このため、市は、広報、ホームページ等を利用して、要援護者登録制度を広く周知する。

<Ⅲ 同意方式>

自主防災組織、民生委員・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要援護者リストへの登録を直接働きかける。

登録に際しては、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

* 「関係機関共有方式」については、自治会、自主防災会、消防団など、地域への情報提供を行った場合に、個人情報が確実に保護されるかという点が懸念されるため、当市においては、当面は「関係機関共有方式」は用いないこととします。

地域において、これらの理解・認識が深まり、市全体で個人情報が確実に保護されることが確認できる状況となった後に、「関係機関共有方式」の導入を検討することとします。

よって、市は、災害発生時に迅速かつ適切な支援が行えるよう、市の各部署が持つ各種情報や社会福祉協議会、在宅介護支援センターなどが保有する情報も用いて、災害時要援護者情報を整理し、要援護者本人から同意を得て、登録する制度「同意方式」を用いることとする。

4 避難支援体制（各部局や関係機関の役割分担等）

市役所内に、横断的組織として「災害時要援護者支援班」を設ける。災害時要援護者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

①【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

②【構成】

平常時は、班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・者で構成。

③【業務】

平常時：要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者班等との連携・情報共有等

市は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、

自主防災組織(自治会)、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。
避難支援者の選定に当たっては、要援護者に対し、要援護者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要援護者の支援が困難となる場合もあり、要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要援護者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要援護者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

1. 情報伝達ルート

避難準備情報等については、市から各自治会長（又は自主防災組織の代表者）を通じた災害時要援護者及び避難支援者等へ直接伝達する。また、防災行政無線を活用する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要援護者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

2. 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害の状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ・聴覚障害者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送（地上デジタル放送も含む）
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

3. 情報伝達責任者の明確化

災害時要援護者に対する情報伝達については、市役所に設置された災害時要援護者支援班が行う。

さらに、由布市地域防災計画に規定された災害時要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

6 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する市役所の窓口での配布、インターネットの利用による公開等（市ホームページ、ハザードマップポータルサイト）を行うものとする。

また、各種ハザードマップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平常時から災害時に避難支援を必要とする在宅の災害時要援護者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとする。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害や土砂等の災害が発生する恐れがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

8 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要援護者班を設置し、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、「3 要援護者情報の収集・共有の方法」により把握した災害時要援護者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

9 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要援護者、支援者が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、今後実施される、市主催・共催などの訓練において、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。

10 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）

災害が発生し又はその恐れが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、おおむね22年度を目途に、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、別紙のとおり避難支援プラン（個別計画）を策定する。

(1) 個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、市は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と同意のあった要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これ

ら関係者が中心となって、要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、作成する。なお、支援者については、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ要援護者に紹介できる候補者を定めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別計画は、要援護者本人、その家族及び市役所の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等要援護者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

(2) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要援護者を対象としていることから、要援護者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記(1)のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(3) 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として(1)に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

《 由布市防災会議条例 》 風予 4.1.3

(平成17年10月1日条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、由布市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 由布市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 大分県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長から任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから市長が任命する者

(10) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、6人、3人、1人、3人及び3人とする。

7 第5項第7号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大分県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

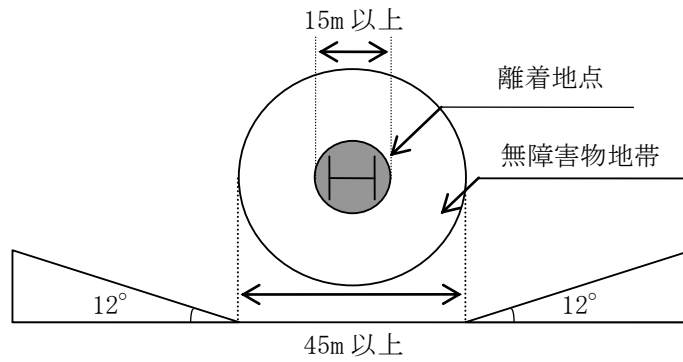
附 則 (平成24年9月21日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

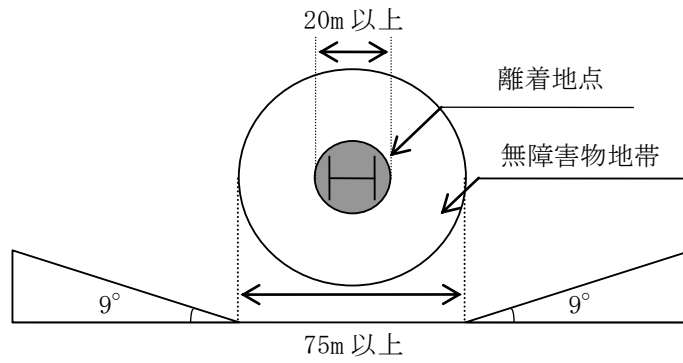
《 ヘリポート選定条件 》 風予 4.2.3-1

1 適地

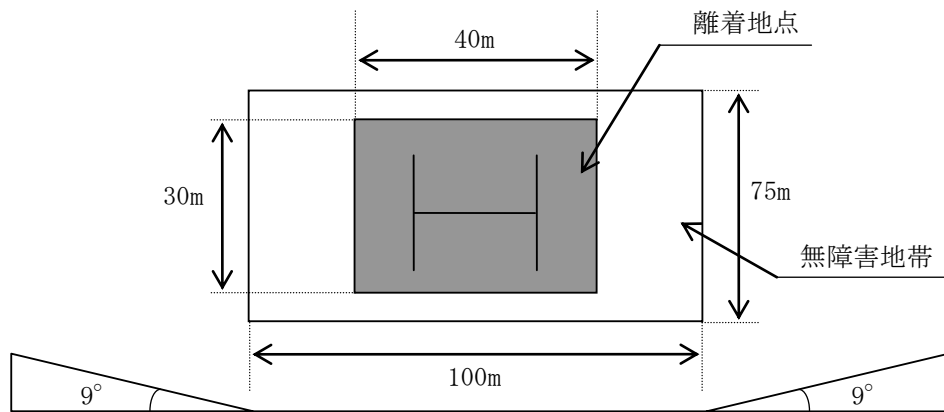
(1) OH-6



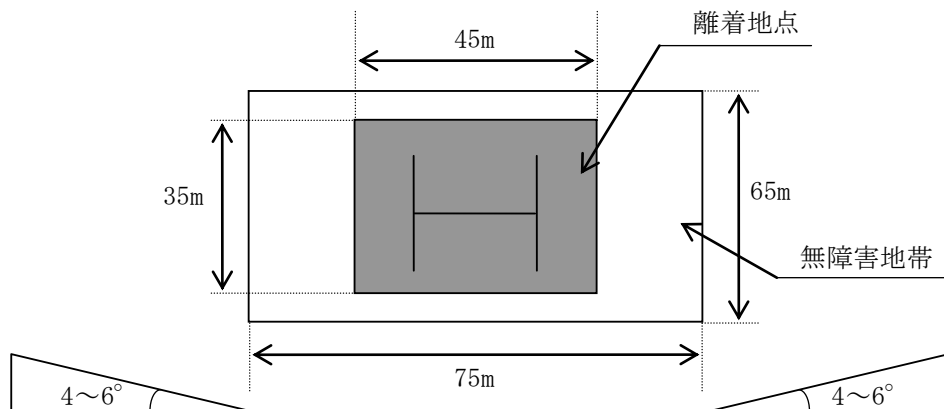
(2) UH-1



(3) V-107



(4) CH-47, HSS-2B, SH-60J



- 注：1 発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された地点をいう。
2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

2 標示

- (1) 上空から確認しうる風の方向を標示する旗。
(2) 着陸地点には、石灰等を用いて H の記号を標示する。

3 危険防止上

- (1) 離着陸時は、風圧等により危険であるので子供等を接近させない
(2) 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。
(3) 安全上の監視員を配置する。

《 ヘリポート整備状況 》 風予 4.2.3-2

地区	名称	住所	備考
由布市挾間	挾間中洲賀グラウンド	挾間町向原 15	
由布市挾間	大分県消防学校グラウンド	挾間町向原 769	
由布市庄内	庄内総合運動公園 駐車場	庄内町大龍 1255-3	
由布市湯布院	湯布院町スポーツセンター	湯布院町川西 1200-1	
計	4箇所		

資料；大分県地域防災計画書(H16)

《 非常用備蓄品一覧表 》 風予 4.8.1

由布市 非常用備蓄品 一覧表

H24.4.1現在

番号	品 目	数量	挾間庁舎	庄内庁舎	湯布院庁舎
1	防災備蓄倉庫	3基	1	1	1
2	災害用車椅子	6台	2	2	2
3	アルミ折りたたみリヤカー	3台	1	1	1
4	搬送器具（エアーストレッチャー）	6式	2	2	2
5	救護担架	6台	2	2	2
6	背負い式避難具	9個	3	3	3
7	救急工具箱セット	9式	3	3	3
8	ジャッキ	6個	2	2	2
9	エンジンチェーンソー	6台	2	2	2
10	折込鋸	6丁	2	2	2
11	ナタ	6丁	2	2	2
12	掛矢	6本	2	2	2
13	大ハンマー	6本	2	2	2
14	ツルハシ	6丁	2	2	2
15	ケンスコ	15丁	5	5	5
16	一輪車	6台	2	2	2
17	救助ロープ	6巻	2	2	2
18	ハンド型メガホン	6個	2	2	2
19	強力ライト	30個	10	10	10
20	LEDヘッドライト	30個	10	10	10
21	誘導赤色灯	8本		8	
22	救助用ボート	2艇			2
23	安全ベスト	45着	15	15	15
24	救命胴衣	45着	15	15	15
25	テント	9台	3	3	3
26	本部用テント	3台	1	1	1
27	フォールディングテーブル	6個	2	2	2
28	携帯型簡易無線機	10台	3	4	3
29	特定小電力無線機 <small>（付属品：ベルトクリップ）</small>	36台		36	
30	携帯型充電式ラジオ	60個	20	20	20

由布市 非常用備蓄品 一覧表

H24.4.1現在

番号	品 目	数量	挾間庁舎	庄内庁舎	湯布院庁舎
31	アルファ米 白飯	750袋	150	150	150
32	アルファ米 炊き込みおこわ	750袋	150	150	150
33	アルファ米 梅わかめご飯	750袋	150	150	150
34	アルファ米 五目ご飯	750袋	150	150	150
35	フリーズドライ味噌汁(200食入り)	15ケース	5	5	5
36	カンパン	24缶		24	
37	バルーン投光器	1台		1	
38	インバーター発電機	3台	1	1	1
39	インバーター発電機	3台	1	1	1
40	発電機付投光器	6機	2	2	2
41	ハロゲン投光器、三脚	6式	2	2	2
42	サークルライト、三脚	6台	2	2	2
43	コードリール	12台	4	4	4
44	石油ストーブ	12台	4	4	4
45	カセットコンロ	15台	5	5	5
46	カセットガス	60本	20	20	20
47	難燃アクリル毛布	1000枚	300	300	400
48	アルミマット	45枚	15	15	15
49	災害多人数用救急箱	6箱	2	2	2
50	防水シート	90枚	30	30	30
51	簡易間仕切り段ボール畳	120組	30	50	40
53	災害用水洗トイレ	15組	5	5	5
54	ポータブル水洗トイレ	15式	5	5	5
55	水洗トイレ用テント	15台	5	5	5
56	トイレ用手すり	15式	5	5	5
57	トイレトペーパー	1200個		1200	
58	ガソリン携行缶	12個	4	4	4
59	20リットルポリタンク	36個	12	12	12
60	ポリタンク収納用コンテナ	9個	3	3	3
61	背負式散水装置(ジェットシューター)	30台	5	25	5

《 給水タンクの保有状況 》 風予4.8.2

	積載用タンク	給水用ドラム缶	給水用ポリ容器
由布市挾間	4(500L)		25(25L)
由布市庄内	1(300L)		
由布市湯布院	3(1000L) 1(350L)		10(50L)
計	9		35

《 由布市災害対策本部条例 》 風応 2.1.1(1)

由布市災害対策本部条例

平成17年10月1日
条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、由布市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

《 由布市災害対策本部運営要領 》 風応 2.1.1(2)

第1条 目的

この要領は、由布市災害対策本部条例（平成17年、条例第16号）及び由布市地域防災計画に基づき由布市災害対策本部（以下「本部」という。）の円滑な運営を図るため本部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2条 組織

1. 本部の組織

(1) 本部の組織は、別表－1 由布市災害対策本部組織表のとおりとし、本部長、副本部長のほか、総務部、技術部、救援部をおく。ただし、本部長は、必要に応じこれを増減する。

(2) 本部長及び副本部長とともに事故があるときは、次の順位でその職務を代理する。

第1位順位 総務部長

第2位順位 技術部長

第3位順位 救援部長

2. 総務部

(1) 総務部長は、総務部長とし、副本部長を補佐し、部の各班を指揮統括する。

(2) 総務部長に事故等のあるときは、総務課長、税務課長の順をもって、総務部長の職務を代行する。

(3) 総務部には、本部事務局、庶務班、調査班、輸送班をおき、

本部事務局長として防災安全課長

庶務班長として総務課長、副班長として人事職員課長、財政課長、総合政策課長

調査班長として税務課長、副班長として契約管理課長、収納課長

輸送班長として市民課長、副班長として人権同和対策課長、監査・選挙管理委員会事務局長

が総務部長の指揮のもとに、各班の任務にあたる。

3. 技術部

(1) 技術部には、部長として産業建設部長、副本部長に教育次長、環境商工観光部長をおき、副本部長を補佐し、部の各班を指揮統括する。

(2) 技術部長に事故等のあるときは、教育次長、環境商工観光部長の順をもって、技術部長の職務を代行する。

(3) 技術部には、農林耕地対策班、土木対策班、水道対策班、文教対策班、環境対策班をおき、農林耕地対策班長として農政課長、副班長として農業委員会事務局長

土木対策班長として建設課長、副班長として都市・景観推進課長

水道対策班長として、水道課長

文教対策班長として教育総務課長、副班長として学校教育課長、中高一貫教育推進課長、社会教育課長、スポーツ振興課長、学校給食センター長、

環境対策班長として、環境課長、副班長として商工観光課長が技術部長・副本部長の指揮のもとに、各班の任務にあたる。

4. 救援部

(1) 救援部長は、健康福祉事務所長とし、副本部長を補佐し、部の各班を指揮統括する。

(2) 救援部長に事故等のあるときは、福祉対策課長、健康増進課長の順をもって、救援部長の職務を代行する。

(3) 救援部には、救援班、衛生対策班をおき、

救援班長として福祉対策課長、副班長として子育て支援課長

衛生対策班長として健康増進課長、副班長として保険課長が救援部長の指揮のもとに、各班の任務にあたる。

5. 出納班

(1) 出納班長は、会計管理者とし、副本部長を補佐し、班を指揮統括する。

6. 議会班

(1) 議会班長は、議会事務局長とし、副本部長を補佐し、班を指揮統括する。

7. 所掌事務

各部及び班の所掌事務は、別表－2のとおりとする。

8. 指令及び通知

(1) 総務部長は、次の各号に該当する場合には、各部に指令又は通知をしなければならない。

1) 本部の設置又は廃止

- 2) 本部長指令及び本部情報
(2) 本部長は必要に応じて支部を設置する。
9. 本部の設置及び解散の基準
- (1) 本部の設置場所
本部の設置場所は、庄内庁舎とする。ただし、災害発生地域が限定される場合、現地対策本部を設置することができる。
- (2) 本部の設置及び体制
- 1) 防災安全課長は、下記の基準に該当する事象が発生した場合は、速やかに総務部長（総務部長に事故等ある場合は職務代行者）に第一報を報告するものとし、総務部長は、本部長、副本部長へ報告するものとする。
 - 2) 本部長は、（本部長に事故等ある場合は職務代行者）は、第一報を受けた時点で本部設置の指令と体制の発令を行うものとする。
 - 3) 総務部長は、本部長の指令を受け、各支部長へ連絡するものとする。

災害体制発令基準及び動員配備表

災害警戒準備室	<p>1. 発令基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発令された場合 ② 水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達する恐れがある場合 ③ 気象庁が震度4を発表した場合 ④ 噴火予報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>防災安全課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。消防本部は非番要員の待機命令</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配置 防災安全課職員全員 ② 設置場所 庄内庁舎
災害対策警戒本部	<p>1. 発令基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ② 水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合 (宮川については湯布院支部警戒本部で対応) ③ 気象庁が震度5弱を発表した場合 ④ 火口周辺警報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長は直ちに登庁し、各部長へ連絡するとともに被害の情報等の収集・伝達に努める</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長 総務部長 副本部長 産業建設部長 健康福祉事務所長 ② 本部員 防災安全課、総務課、農政課、建設課、水道課、福祉対策課 ③ 待機 各課（待機命令が発令された場合は、各課にて待機） ④ 各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う（職員の配置、応急対策の内容については各部署で定める） ⑤ 設置場所 庄内庁舎
災害対策本部 (現地対策本部)	<p>1. 発令基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ② 水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生する恐れがある場合 ③ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ④ 気象庁が震度5強を発表した場合（職員は、自主参集） ⑤ 噴火警報が発表された場合 <p>2. 体制</p> <p>大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 第1次体制 各部各班5割の職員（各課において体制整備） ◇ 第2次体制 全職員（市民生活に直接関係する窓口職員を除く） <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長

	②本部員：総務部長、産業建設部長、健康福祉事務所長 消防長 ③本部長は、災害の状況に応じて要員を増員できる ④対策本部に班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う ⑤設置場所 庄内庁舎（災害発生の地域が限定される場合においては、 現地対策本部を設置する）
--	--

＊災害対策本部、職員参集の体制

- ①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合
 第1次体制 → 第2次体制
- ②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生する恐れがある場合
 第1次体制 → 第2次体制
- ③土砂災害警戒情報が発表された場合 第1次体制 → 第2次体制
- ④気象庁が震度5強を発表した場合 第2次体制
- ⑤噴火警報が発表された場合 第2次体制

＊ 現地災害対策本部

- ①災害発生の地域が限定される場合、現地対策本部を設置する
 設置場所は限定された地域の庁舎とする
- ②現地災害対策本部の体制は災害対策本部に準ずる

(3) 本部の解散

1) 災害警戒準備室

- ①気象警報、水防警報等が解除されたとき
- ②震度が発生後、大きな余震が発生しないと判断され、災害情報がないとき
- ③噴火予報が解除されたとき

2) 災害対策警戒本部

- ①災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなった場合
- ②震度が発生後、大きな余震が発生しないと判断され、災害情報がないとき
- ③火口周辺警報が解除されたとき

3) 災害対策本部

- ①災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなった場合
- ②その他、本部設置の必要がなくなったと本部長が判断したとき

10. 本部の移設

事務所庁舎等が大規模な災害を受けた場合、本部長の指示により下記の順序で本部を移設するものとする。

- 第1位 由布市庄内構造改善センター
- 第2位 由布市庄内農産加工センター
- 第3位 挾間庁舎、又は湯布院庁舎
- 第4位 庄内庁舎駐車場

11. 他班への応援

- (1) 応援の要請は、部長より本部長に要請する。
- (2) 本部長の命を受けた各班は、他班への応援を行う。

12. 班編成等の変更

班編成等に関する変更については、年度当初に行うものとする。

第3条 動員

1. 本部及び各対策班の体制は、別表－1を原則とするが、班長は気象情報や現地の状況に応じ、班の要員を増減できるものとする。

(1) 勤務時間の参集配置

勤務時間内に本部が設置された場合、各班の班長はすみやかに動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。又、勤務時間外まで継続される場合も動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。

(2) 勤務時間外の参集配置

勤務時間外に本部が設置された場合、別に定める伝達系統に従い情報伝達を行い、各班の班長は動員配置人員表に基づき必要人員を参集させるものとする。

(3) 該当の職員は大規模地震の発生を知り得た場合には、テレビ、ラジオ等で震度が5強以上を確認したときは、体制に関する連絡がない場合でも、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で近傍の

庁舎に参集することを原則とする。参集後、情報の収集を行い本勤務地への参集が可能な場合は本勤務地へ参集するものとする。不可能な場合には直属の上司に報告後、各支部長の指示を受けるものとする。なお不可能な状況が解消された場合には速やかに本勤務地に参集するものとする。

(4) 該当の職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。

なお、職員が参集できない事由として例えば次のような場合が考えられる。

- ◇職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難している場合。
- ◇職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合。
- ◇職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合。
- ◇職員が出張中又は旅行中であって、直ちに参集できない場合。
- ◇職員が傷病もしくは職員家族介護のため参集できない場合。
- ◇職員の現住所から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合。

(5) 上記該当の職員以外の職員にあっては、緊急連絡が入らない限り、通常の勤務体制で出勤するものとする。ただし、別途指示がある場合はこの限りでない。

第4条 本部構成員の勤務場所

1. 災害対策本部は庄内庁舎2階中会議室に設置するものとし、班員は、庄内庁舎3階大会議室に集合するものとする。

第5条 報告

1. 各部長は、次に該当する事項については、速やかに本部長に報告しなければならない。
 - (1) 各部を設置及び解散したときの状況
 - (2) 公共用物の被害状況
 - (3) その他災害対策上重要な事項。

第6条 災害報告

1. 本部員は、市民からの情報や災害が発生した場合、別途様式により災害対策本部に報告するものとする。

第7条 その他の事項

1. 交替
当番者は災害警戒準備室・災害対策警戒本部・災害対策本部体制が一昼夜以上にわたるときは、適時次の者と交替する。また、支部体制が長期にわたる場合等、職員の健康管理には十分配慮するものとする。
2. 職員への周知
支部設置後は、本部より適時所内放送等を活用し、職員に対し災害対策状況等について周知を図るものとする。
3. 災害対応職員の家族の安否確認
発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

別表－2

由布市災害対策本部 事務分担表

総務部

事務局（防災安全課）

- (1) 災害対策本部の設置及び解散に関する事。
- (2) 本部の会議及び由布市防災会議に関する事。
- (3) 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関する事。
- (4) 大分県災害対策本部及びその他関係機関との連絡調整に関する事。
- (5) 各支部との連絡調整に関する事。
- (6) 災害救助法の適用に関する事。
- (7) 消防団の非常招集及び配置運営に関する事。
- (8) 自衛隊派遣要請に関する事。
- (9) 災害日誌に関する事。
- (10) 県への速報及び報告連絡に関する事。
- (11) 気象情報等の受理及び通報に関する事。

庶務班（総務課 人事職員課 財政課 総合政策課）

- (1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関する事。
- (2) 災害見舞者の応接に関する事。
- (3) 災害対策に係る予算措置に関する事。
- (4) 災害に伴う財政計画及び財政に関する関係機関との連絡に関する事。
- (5) 職員の動員及び配備計画に関する事。
- (6) 防災行政無線の管理運営に関する事。
- (7) 応援班の要請に関する事。
- (8) 災害情報の市民への広報に関する事。
- (9) 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関する事。
- (10) 他の公共団体の応援要請に関する事。
- (11) 災害時における国道、県道及び市道の情報収集並びに関係交通機関との連絡に関する事。
- (12) 被害情報の収集・集計及び調書の作成並びに記録整理に関する事。
- (13) 被害記録写真、映画等の製作及び総合被害図の作成に関する事。
- (14) 被害の把握に関する各部との連絡に関する事。
- (15) 他の班に属さない事。

調査班（税務課 契約管理課 収納課）

- (1) 各支部被害状況調査のとりまとめに関する事。
- (2) 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関する事。
- (3) 庁舎の応急対策に関する事。
- (4) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関する事。
- (5) 建物の被害調査に関する事。（災害救助法適用に必要な災害調査を含む。）
- (6) り災証明（火災に係るものを除く。）の発行に関する事。
- (7) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関する事。
- (8) 緊急物品の購入に関する事。
- (9) 災害に関する市民相談の受付及び処理に関する事。

輸送班（市民課 人権同和対策課 監査選管事務局）

- (1) 救援物資の輸送に関する事。
- (2) 各班の援助に関する事。
- (3) その他輸送に関する事。

技術部

農林耕地対策班（農政課 農業委員会）

- (1) 農作物、畜産関係、林業関係等の被害調査及びその応急対策並びに復旧に関する事。
- (2) 農地、農業用施設、ため池等の被害調査及びその対策に関する事。
- (3) 農林関係被害調書の作成、被害写真の収集及び被害図の作成に関する事。
- (4) 林道の被害調査及びその応急対策に関する事。
- (5) 里道、水路等の法定外公共物（農政課の所管に係るものに限る。）の被害調査及びその対策

に関すること。

- (6) 農作物、農業用資材及び林業用施設関係の応急対策及び復旧に関すること。
- (7) 農協等との連絡調整及び協力要請に関すること。
- (8) り災農林漁業者への応急融資に関すること。
- (9) 災害融資に伴う被害証明に関すること。
- (10) 市有農林水産関係施設の被害調査及びその対策に関すること。
- (11) その他農林耕地関係について必要なこと。

土木対策班（建設課 都市景観推進課）

- (1) 道路、橋りょう、河川、がけ崩れ等の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (2) 市道の障害物の除去に関すること。
- (3) 水防に関すること。
- (4) 河川、水路等の水位の通報及び監視並びに警戒に関すること。
- (5) 河川、水路の漂流物の保管に関すること。
- (6) 里道、水路等の法定外公共物(建設課の所管に係るものに限る。)の被害調査及びその対策に関すること。
- (7) 土木関係被害調書の作成、被害写真の収集及び被害図の作成に関すること。
- (8) 交通安全対策の情報収集及び交通規制等の応急交通対策に関すること。
- (9) 緊急車両の標章及び証明書の申請に関すること。
- (10) 市有建築物の被害状況の収集及びその対策に関すること。
- (11) 応急仮設住宅の建設及び設備の応急修理に関すること。
- (12) 応急仮設住宅入居者の選考及び仮設住宅の管理に関すること。
- (13) 建築物の被災調査に関すること。
- (14) 被災者の住宅、建築相談に関すること。
- (15) 災害復興住宅の認定に関すること。
- (16) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関すること。
- (17) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金の融資に関すること。
- (18) 応急資材の備蓄に関すること。
- (19) 堆積土砂の排除処理に関すること。
- (20) その他土木関係について必要なこと。

水道対策班（水道課）

- (1) 水道施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (2) 非常用飲料水の給水に関すること。
- (3) その他水道関係について必要なこと。

文教対策班（教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ振興課 学校給食センター）

- (1) 学校教育施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (2) 社会教育施設及び文化財関係の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (3) 教育委員会所管の施設の供与及び管理に関すること。
- (4) 教育委員会所管の調整及び事務に関すること。
- (5) 教育緊急物品の調達に関すること。
- (6) 教育委員会所管の避難所開設の協力に関すること。
- (7) 児童及び生徒の避難に関すること。
- (8) り災児童及び生徒に対する教科書並びに学用品の支給に関すること。
- (9) 児童及び生徒の保護並びに学校給食に関すること。
- (10) その他文教関係について必要なこと。

環境対策班（環境課 商工観光課）

- (1) 防疫計画の作成及び実施に関すること。
- (2) ゴミ、し尿処理等清掃計画の作成及び実施に関すること。
- (3) 死体の捜索及び収容並びに埋葬に関すること。
- (4) 雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。
- (5) 有害物質の性状検知及び発生源の探究に関すること。
- (6) 水質汚濁等の公害に係る調査及び防止対策に関すること。
- (7) 商工業施設、観光施設の被害調査及びその対策に関すること。
- (8) 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。
- (9) 外国人への広報活動及び情報収集に関すること。

救援部

救援班（福祉対策課 子育て支援課）

- (1) 避難計画の作成並びに避難場所の指定及び誘導に関する事。
- (2) 避難所の開設及び管理運営に関する事。
- (3) 避難所等に勤務する職員の動員に関する事。
- (4) 避難所等との連絡調整に関する事。
- (5) 食糧衣料供給計画の作成及び実施に関する事。
- (6) 身元不明者に対する措置に関する事。
- (7) ボランティアの募集、受付、管理及び派遣調整に関する事。
- (8) 登録済みのボランティアの派遣調整に関する事。
- (9) 福祉施設の被害状況の収集及び応急対策に関する事。
- (10) 災害時要援護者の支援に関する事。
- (11) 救護活動に関する事。
- (12) 福祉施設の被害状況調査及び連絡に関する事。
- (13) 福祉施設入所者の援護に関する事。
- (14) 医療機関の被害調査及びその対策並びに連絡調整に関する事。
- (15) 義援金の配分に関する事。
- (16) 救援物資の調達及び配分計画に関する事。
- (17) 災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。
- (18) 災害見舞金に関する事。
- (19) 義援物資の受入れ及び配分に関する事。
- (20) り災者の生活必需品等救援物資の給与又は貸与に関する事。

衛生対策班（健康増進課 保険課）

- (1) 避難所における避難者の健康管理に関する事。
- (2) 医療及び助産に関する事。
- (3) 感染症の予防に関する事。
- (4) 疫学調査及び保健指導に関する事。
- (5) 環境衛生及び食品衛生に関する事。
- (6) 感染症及び食中毒等の防疫知識の普及に関する事。
- (7) その他衛生対策関係について必要な事。

出納班（会計課）

- (1) 災害対策に係る現金の出納に関する事。
- (2) 義援金の受入れ及び保管に関する事。

議会班（議会事務局）

- (1) 議会との連絡調整に関する事。

《 由布市災害対策各支部運営要領 》 風応 2.1.1(3)

第1条 目的

この要領は、由布市災害対策本部条例（平成17年、条例第16号）及び由布市地域防災計画に基づき由布市災害対策本部各支部（以下「各支部」という。）の円滑な運営を図るため各支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2条 組織

1. 各支部の組織

- (1) 各支部の組織は、別表－1 由布市災害対策本部組織表のとおりとし、各支部長、各副支部長のほか、総務班をおく。ただし、各支部長は、班員の増減をする必要があるときは、本部長に要請するものとする。
- (2) 各支部長及び各副支部長とともに事故があるときは、次の順位でその職務を代理する。
第1位順位 各支部地域振興課総務担当課長補佐
第2位順位 各支部地域振興課課長補佐

2. 各班

- (1) 各副支部長は、毎年4月の移動状況を勘案し、地域振興課の職員を各班の係に配置するものとし、職員は、副支部長の指揮のもとに、各係の任務にあたる。

3. 所掌事務

各班及び係の所掌事務は、別表－3のとおりとする。

4. 指令及び通知

- (1) 各支部長は、次の各号に該当する場合には、各班に指令又は通知をしなければならない。
 - 1) 各支部の設置又は廃止
 - 2) 各支部長指令及び各支部情報

5. 各支部の設置及び解散の基準

- (1) 各支部の設置場所
各支部の設置場所は、各庁舎とする。
- (2) 各支部の設置及び体制
 - 1) 下記の基準に該当する事象が発生し、本部の総務部長から連絡を受けた各支部長（各支部長に事故等ある場合は職務代行者）は、各支部設置及び体制を整備するものとする。

災害体制発令基準及び動員配備表

支部災害警戒準備室	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令された場合 ②水防警報の水防団待機水位をこえ、はん濫注意水位に達する恐れがある場合 ③気象庁が震度4を発表した場合 ④噴火予報が発令された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>警報発令時には、各振興局の地域振興課職員は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。</p> <p>①配置 地域振興課 2名 ②設置場所 挾間庁舎・庄内庁舎・湯布院庁舎</p>
支部災害対策警戒本部	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、相当規模の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ②水防警報のはん濫注意水位をこえ、なお水位の上昇が予想される場合 (宮川は湯布院支部で対応) ③気象庁が震度5弱を発表した場合 ④火口周辺警報が発令された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>総務部長から警戒本部の設置の連絡があった場合もしくは振興局長が地域内に災害が発生する恐れがあると判断した場合、支部警戒本部を設置し、被害の情報等の収集・伝達に努める。</p> <p>①本部長 振興局長 副本部長 地域振興課長 ②本部員 地域振興課 5割 ③設置場所 挾間庁舎・庄内庁舎・湯布院庁舎</p>
支部対策本部 (各振興局)	<p>1. 発令基準</p> <p>①気象警報が発令され、大規模な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ②水防警報のはん濫危険水位に達し、重大な災害が発生する恐れがある場合 ③土砂災害警戒情報が発表された場合 ④気象庁が震度5強を発表した場合(職員は、自主参集) ⑤噴火警報が発令された場合</p> <p>2. 体制</p> <p>市災害対策本部が設置され、大規模の被害が発生、または発生する恐れがあるときは次により支部対策本部を設置する。</p> <p>①支部本部長：振興局長 支部副本部長 地域振興課長 ②支部本部員：域振興課 全職員 ③設置場所 挾間庁舎・庄内庁舎・湯布院庁舎 *支部本部長は、災害の状況に応じて要員の増員を要請する</p>

なお、各支部長が必要と認めた場合は、この限りではなく体制の発令・変更を行うことができるものとする。

2) 各支部長は被害状況確認後、災害対策の体制(要員、資機材等)の強化が必要と判断した場合は、状況に応じて本部に対し応援の要請を行う。

(3) 各支部の解散

1) 支部災害警戒準備室

- ①気象警報、水防警報等が解除されたとき
- ②震度が発生後、大きな余震が発生しないと判断され、災害情報がないとき
- ③噴火予報が解除されたとき

2) 支部災害対策警戒本部

- ①災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなった場合
- ②震度が発生後、大きな余震が発生しないと判断され、災害情報がないとき
- ③火口周辺警報が解除されたとき

3) 支部災害対策本部

①災害対策本部が解散したとき

6. 各支部の移設

事務所庁舎等が大規模な災害を受けた場合、各支部長の指示により下記の順序で各支部を移設するものとする。

挾間庁舎

- 第1位 はさま未来館
- 第2位 挾間旧保健センター
- 第3位 挾間庁舎西側駐車場

庄内庁舎

- 第1位 由布市庄内構造改善センター
- 第2位 由布市庄内農産加工センター
- 第3位 庄内庁舎駐車場

湯布院庁舎

- 第1位 湯布院コミュニティセンター
- 第2位 湯布院中央公民館
- 第3位 由布院小学校グラウンド

7. 他係への応援

- (1) 各支部長は、班、係の体制の変更を行うことができる。
- (2) 各支部長の命を受けた係は、他係への応援を行う。

8. 班編成等の変更

班編成等に関する変更については、年度当初に行うものとする。

第3条 動員

1. 各支部の体制は、別表－1を原則とするが、副支部長は、気象情報や現地の状況に応じ、係の要員を増減できるものとする。

(1) 勤務時間の参集配置

勤務時間内に各支部が設置された場合、副支部長はすみやかに動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。又、勤務時間外まで継続される場合も動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。

(2) 勤務時間外の参集配置

勤務時間外に各支部が設置された場合、別に定める伝達系統に従い情報伝達を行い、副支部長は動員配置人員表に基づき必要人員を参集させるものとする。

(3) 該当の職員は大規模地震の発生を知り得た場合には、テレビ、ラジオ等で震度が5強以上を確認したときは、体制に関する連絡がない場合でも、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で近隣の庁舎に参集することを原則とする。参集後、情報の収集を行い本勤務地への参集が可能な場合は本勤務地へ参集するものとする。不可能な場合には直属の上司に報告後、各支部長の指示を受けるものとする。なお不可能な状況が解消された場合には速やかに各振興局に参集するものとする。

(4) 該当の職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。

なお、職員が参集できない事由として例えば次のような場合が考えられる。

- ◇職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難している場合。
- ◇職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合。
- ◇職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合。
- ◇職員が出張中又は旅行中であって、直ちに参集できない場合。
- ◇職員が傷病もしくは職員家族介護のため参集できない場合。
- ◇職員の現住所から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合。

(5) 上記該当の職員以外の職員にあつては、緊急連絡が入らない限り、通常の勤務体制で出勤するものとする。ただし、別途指示がある場合はこの限りでない。

第4条 各支部構成員の勤務場所

1. 災害対策各支部は各庁舎地域振興課事務室に設置するものとし、係員は、各庁舎地域振興課事務

室に集合し、指示を受けるものとする。

第5条 報告

1. 各支部長は、次に該当する事項については、速やかに本部の総務部長に報告しなければならない。
 - (1) 各支部を設置及び解散したときの状況
 - (2) 庁舎の被害状況
 - (3) その他災害対策上重要な事項。

第6条 災害報告

1. 各支部員は、市民からの情報や災害が発生した場合、別途様式により災害対策当該各支部に報告するものとする。

第7条 その他の事項

1. 交替
当番者は支部災害警戒準備室・支部災害対策警戒本部・支部災害対策本部体制が一昼夜以上にわたるときは、適時次の者と交替する。また、支部体制が長期にわたる場合等、職員の健康管理には十分配慮するものとする。
2. 職員への周知
支部設置後は、各支部より適時所内放送等を活用し、職員に対し災害対策状況等について周知を図るものとする。
3. 災害対応職員の家族の安否確認
発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

別表－3

各支部災害対策本部 事務分担表

総務班（振興局）

庶務係

- (1) 支部災害対策本部の設置及び解散に関する事。
- (2) 支部の会議に関する事。
- (3) 本部との連絡調整に関する事。
- (4) 災害日誌に関する事。
- (5) 消防団の非常招集及び配置運営に関する事。
- (6) 防災行政無線の管理運営に関する事。
- (7) 応援職員の活動配備計画に関する事。
- (8) 災害情報の市民への広報に関する事。
- (9) 自治会との連絡に関する事。
- (10) 自主防災組織等に対する連絡調整に関する事。
- (11) 市民からの被害情報の対応に関する事。
- (12) 被害情報の収集・集計及び調書の作成並びに記録整理に関する事。
- (13) 被害記録写真、映画等の製作及び総合被害図の作成に関する事。
- (14) 被害の把握に関する各係との連絡に関する事。
- (15) 気象情報等の受理及び通報に関する事。
- (16) 他の係に属さない事。

調査係

- (1) 被害状況全般にわたり急速に調査を実施する事。
- (2) 庁舎の応急対策に関する事。
- (3) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関する事。
- (4) 避難住民の情報収集に関する事。

輸送係

- (1) 災害対策の公用車の配備及び運行計画に関する事。
- (2) 救援物資の輸送に関する事。
- (3) 各係の援助に関する事。
- (4) その他輸送に関する事。

警備係

- (1) 危険箇所の警備に関する事。
- (2) 被災地の警備に関する事。

《 注意報及び警報の種類並びに発表の基準 》 風応 2.4.1-1

注意報；災害が起こる恐れがある場合、注意を喚起するために行う。
 警報；重大な被害が起こる恐れがある場合に、警戒を喚起するために行う

種 類	発 表 の 基 準	該 当 す る 条 件		
注 意	気	風雨注意報	風雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	並雨以上の雨を伴い平均風速が2m/s以上になると予想される場合
		風雪注意報	風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	降雪を伴い平均風速が12m/s以上、ただし周防灘沿岸は14m/s以上になると予想される場合
		強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	平均風速が12m/s以上、ただし周防灘沿岸は14m/s以上になると予想される場合
		大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	1時間雨量が30mmまたは3時間雨量が50mmまたは24時間雨量が平地で100mmまたは、山地で150mm以上になると予想される場合
		大雪注意報	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	24時間降雪が深さ10cm以上になると予想される場合
	象	なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こる恐れがあると予想される場合	積雪の深さが100cm以上で、 1. 気温が3°C以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが30cm以上のいずれかが予想される場合
		着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に災害が起こる恐れがあると予想される場合	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2°C~+2°C、湿度が90%以上になると予想される場合
		濃霧注意報	濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
		雷雨注意報	激しい雷雨で落雷によって災害が起こると予想される場合	
		乾燥注意報	空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合	最小湿度45%以下 実効湿度65%以下になると予想される場合
霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合	11月20日までの早霜及び3月20日以降の晩霜で最低気温が+3°C以下になると予想される場合		
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合	冬期：最低気温が沿岸部-4°C以下または、内陸部で-8°C以下になると予想される場合 夏期：日平均気温が平年より3°C以上低い日が3日続いた後さらに2日以上続くと予想される場合		

種 類		発 表 の 基 準	該 当 す る 条 件	
注 意 報	※地面現象 注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合		
	洪水注意報	大雨、長雨等の現象により、河川の水が増し災害が起こる恐れがあると予想される場合	1時間雨量 30mm、ただし総雨量 80mm、 3時間雨量 60mm、ただし総雨量 80mm、 24時間雨量 平地 150mm、山地 200mmのいずれかの値以上になると予想される場合	
	※浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合		
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について一般の注意を喚起する必要がある場合	潮位が東京湾平均海面(TP)上、周防灘・国東半島沿岸ではTP+2.0m以上、その他の地域ではTP+1.3m以上が予想される場合	
	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合	有義波高が北部・中部 1.5m以上、南部 2.0m以上になると予想される場合	
警 報	気 象 警 報	暴風警報	暴風等により重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	平均風速が 20m/s以上になると予想される場合(降雨を伴わない場合も含む)
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	平均風速が 20m/s以上になると予想される場合(降雪を伴わない場合も含む)
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	1時間雨量 50mm、 ただし総雨量山地 250mm、 3時間雨量 80mm、 ただし総雨量山地 250mm、 24時間雨量 平地 200mm、 ただし山地 300mmのいずれかの値以上になると予想される場合
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	24時間の降雪の深さが 50cm以上と予想される場合
	※地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合		
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	潮位が東京湾平均海面(TP)上、周防灘・国東半島沿岸ではTP+3.0m以上、その他の地域ではTP+2.0m以上が予想される場合	
	波浪警報	波浪、うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	有義波高が北部・中部で 3.0m以上、南部で 5.0m以上になると予想される場合	
	※ 浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合		
	洪水警報	大雨、長雨等の現象により、河川の水が増し、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合	1時間雨量 50mm、 ただし総雨量山地 250mm、 3時間雨量 80mm、 ただし総雨量山地 250mm、 24時間雨量 平地 200mm、 ただし山地 300mmのいずれかの値以上になると予想される場合	

《 気象・火災の情報、注意報及び警報 》 風応 2.4.1-2

種 類	発 表 の 基 準	該 当 す る 具 体 的 条 件
気象情報	<p>気象業務法上に基づいて気象官署気象等の予報に係りのある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。</p> <p>福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報を発表するものとする。</p>	<p>ア. 注意報・警報を発表する時期尚早の段階で将来注意報・警報に相当する気象現象が起こることを警報するアラーム的情報</p> <p>イ. すでに発表した注意報・警報文では十分に表現できなかった気象事項を補完する補完的情報</p> <p>ウ. 大雨・洪水警報が発表されているとき、記録的な1時間雨量※(100mm以上)を観測した場合に、直ちに「大分県記録的短時間大雨情報」を必ず」をつけて(定型文)発表し、さらに警戒を厳重にするようよびかける特別な大雨情報</p> <p style="text-align: center;">※この値については注意報・警報の基準と同じに、検討と見直しが行われ必要な場合には変更される。</p>
火災気象情報	<p>消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。</p>	<p>ア. 実効湿度が60%以下で最小湿度を下がり最大風速7メートルをこえる見込みのあるとき。</p> <p>イ. 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのあるとき。 (降雨、降雪中は通報しないこともある)</p>
火災警報	<p>消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警報を喚起するために行う。</p>	

《 救助法適用の被害認定の基準 》 風応 2.5.2

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住の為に使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの。または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※非住家被害は全壊または半壊のもののみを記入するものとする。	
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
	畑の流失埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

被害区分		判定基準
その他	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
		※住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は、含まない。

被害区分		判定基準
被害 金 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機器具等とする。	

《 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書 》 風応 2.7.1-1

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、大分県（以下「県」という。）及び大分県内の市町村（以下「市町村」という。）は、次のとおり「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する

（目的）

第1条 この協定は、法第67条第1項及び第68条第1項の規定による応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定に基づく応援は、次により行うものとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- (6) ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- (7) 火葬場の提供
- (8) その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、知事及び他の市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を要請するものとする

- (1) 災害の状況
 - (2) 応援の内容
 - (3) 応援の期間
 - (4) 応援の場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 被災市町村の長は、前項の規定により個別に要請するいとまがないときは、知事に対して一括して応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、知事は、速やかに応援要請先の市町村の長に対し、要請内容を伝達するものとする。
- 3 前2項の規定による要請は、電話、FAX等（以下「電話等」という。）により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により要請を受けた知事及び市町村の長は、被災市町村の長に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、知事に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。
- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、応援内容を取りまとめ、被災市町村の長に通知するものとする。

（自主応援）

第5条 知事及び市町村の長は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町村の長が第3条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、第2条の応援を実施することができるものとする。この場合には、同条の要請があったものとみなす。

（応援費用の負担区分）

第6条 応援に要した費用は、被災市町村が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、被災市町村の長の求めがあったときは、応援を実施した県及び市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した県及び市町村の間で協議して定めるものとする。

(県の役割)

第7条 県は、県及び市町村の防災力その他の防災情報を収集し、市町村に提供するなど、応援体制の整備に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法及び消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、他の相互応援協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、県及び市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には大分県知事及び各市町村長が記名、押印して、本書59通を作成し、各1通を保有するものとする。

平成10年5月18日

大分県知事

大分県市町村長

《 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定実施要領 》 風応 2.7.1-1資料

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県及び市町村相互間の災害時応援協定(以下「協定」という。)

第9条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(県及び市町村の連絡体制)

第2条 県及び市町村は、協定第3条から第5条までの規定に基づく応援の要請及び実施等を迅速かつ円滑に行うため、総合的な連絡窓口を定めるとともに、内部連絡体制を整備するものとする。

2 市町村は、毎年4月1日現在の総合的な連絡窓口を4月末日までに県に報告するものとする。なお、変更が生じたときは、随時県に報告するものとする。

(応援要請の内容)

第3条 協定第3条第1項に基づく応援要請は、別表1により行うものとする。

(派遣の期間及び形態)

第4条 協定第2条第1号の規定に基づく職員の派遣期間は、同一職員について1か月未満とし、派遣形態は、公務出張扱いとする。

(派遣職員の指揮)

第5条 派遣職員は、被災市町村の長の指揮のもとに行動するものとする。

(負担費用の基準)

第6条 協定第6条第1項の規定に基づき、被災市町村が負担すべき費用の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 派遣職員の応援に係る旅費及び諸手当(額の算定については、派遣した県及び市町村が定める規程による。)

(2) 食料、飲料水及びその他の生活必需品の購入費及び運搬費

(3) 施設の使用料(被災者が負担すべきものは除く。)

(4) 資機材及び物資の購入費、燃料費、運搬費及び修繕費

(5) 車両、舟艇、ヘリコプターの燃料費、運搬費及び修繕費

(6) その他応援を実施した市町村が当該応援に要した費用

(派遣職員の公務災害補償等)

第7条 派遣職員が、応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は、障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村が賠償責任を負うものとする。ただし、応援のための往路復路の途中において生じたものについては、応援を実施した市町村が賠償責任を負うものとする。

(防災力の調査等)

第8条 市町村は、毎年4月1日現在の防災力(調査項目は別表2のとおり)を調査し、4月末日までに県に報告するものとする。

2 県は、この協定に基づき、応援に必要な防災力の調査等を行い、毎年5月末日までに市町村に提供するものとする。

3 市町村は、自己の防災力に大きな変更が生じたときは、随時、県に報告するものとする。

附則

この要領は、平成10年5月18日から施行する。

別表 1

応援要請内容

項 目	内 容	
災害の状況	応援要請するに至った災害の原因（台風、地震など）、被害の概況等。	
応援の内容	（1）職員の派遣 （協定第2条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員の業務内容 ・職種 ・人数
	（2）施設の提供 （協定第2条第3号、6号、7号）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の目的 ・利用する被災者等の人数
	（3）その他 （協定第2条第2号、4号、5号、6号、8号）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の目的及び実施する業務の具体的内容 ・品目（種類） ・数量
応援の期間	<p>（1）応援開始希望日時及び終了予定日時。</p> <p>（2）災害時の混乱した状況下で応援の期間を客観的に確定することができない場合においては、「災害応急措置が終了するまでの間」として要請することができるものとする。</p>	
応援の場所	（1）職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・集合場所 ・業務場所
	（2）施設の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の位置
	（3）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送場所
その他必要な事項	<p>情報提供</p> <p>搬送ルート（派遣ルート）</p> <p>搬送手段（派遣手段）</p>	

《大分県常備消防相互応援協定書》 風応 2.7.1-2

消防組織法（昭和22年法律第 226号）第21条の規定に基づき、消防本部、消防署を置く市、町及び一部事務組合（以下「組合等」という。）は消防の広域的な相互応援に関し、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災、救急、救助、その他の災害（以下「災害等」という。）の発生に際し相互に応援して効率的な消防活動を行い、被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援出動）

第2条 応援出動は、災害等の発生に際し、発生地（以下「発生地」という。）の組合等の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、特別の場合には、災害等を覚知した組合等が要請を待たず、自主的に応援出動することができる。

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害等の発生した組合等（以下「受援側」という。）の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援する組合等（以下「応援側」という。）に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害等の種類、発生日時及び場所
- （2）所要人員、機械器具等の種類及び数量
- （3）応援隊の到着希望日時及び場所
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により、応援要請を受けた応援側の長は、管轄区域の警防、救急業務等に支障のない範囲で応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具等の数量、到着予定時刻等を、また派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

（費用の負担）

第5条 応援出動に要した費用のうち、経常的経費については原則として応援側の負担とし、その他の経費については、当事者の協議により決定する。

（雑則）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協定の組合等の長が協議して定める。

付則

- 1 この協定は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書15通を作成し、協定者記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

昭和51年3月31日

《 災害時における放送要請に関する協定 》 風応 2.7.1-3

災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定に基づき、大分県と日本放送協会大分放送局、株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、株式会社エフエム大分、大分朝日放送株式会社とは、災害時における放送要請に関する手続きについて、次のとおり協定する。

第1条 大分県（以下「甲」という。）が法第57条の規定に基づき、日本放送協会大分放送局、株式会社テレビ大分、株式会社エフエム大分、大分朝日放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を要請するときは、このような協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲が乙に放送を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

1. 放送を要請する理由
2. 放送の内容
3. 希望する放送日時及び放送系統
4. その他必要な事項

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、その内容を検討し、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等を決定し、放送するものとする。

第4条 要請手続の円滑を図るため、大分県総務部消防防災課長及び日本放送協会大分放送局放送部長、株式会社大分放送報道制作本部報道部長、株式会社テレビ大分報道部長、株式会社エフエム大分放送部次長、大分朝日放送株式会社報道制作局報道制作部長を連絡責任者とする。

第5条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

附則

この協定は、昭和52年4月1日から施行する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和52年3月15日

甲 大分県知事

乙 日本放送協会大分放送局長

株式会社大分放送 代表取締役社長

株式会社テレビ大分 代表取締役社長

大分朝日放送株式会社 代表取締役社長

* 大分県と株式会社エフエム大分とは平成4年3月11日に、
大分県と大分朝日放送株式会社とは平成6年3月1日に、
それぞれ協定を締結。

《 由布市における大規模な災害時の応援に関する協定 》 風 応 2.7.1-4

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と由布市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 由布市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と由布市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を由布市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、由布市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局大分河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた由布市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 由布市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- （1）災害初動時に第1条（1）、（2）及び（3）の応援を行う場合
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
- （2）第1条（4）及び（5）の応援を行う場合
原則として由布市の負担とするが、第1条（4）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。
 - ① 大規模な災害と認められる場合
 - ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
 - ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

- ④ 広域災害等であつて、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と由布市防災安全課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条

の協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

- 2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、由布市においては防災安全課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年6月24日から適用する。

《 災害時における緊急作業等についての協定（建設業組合） 》 風応 2.7.1-5

由布市長首藤奉文(以下「甲」という。)と由布市建設業組合組合長〇〇(以下「乙」という。)は、災害時における緊急作業等について次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、地震、風水害等によって、甲が管理する公共土木施設に災害が発生し又は発生する恐れがある場合における緊急作業等以下「緊急作業等」という。)に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(緊急作業等の施工者)

第2条 乙は緊急作業を円滑に実施するため、作業区間又は作業区域毎に、乙の組織する会員のなかから担当する会員(以下「丙」という。)をあらかじめ定め、甲の承認を受けなければならない。ただし、緊急作業の状況その他やむを得ない事情が発生したときは、作業区間又は作業区域を変更することができる。

2 乙は、前項の規定により作業区間及び作業区域を変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、緊急作業等を実施する必要があると認めるときは、出動要請書(様式1)により、乙に出動を要請することができる。

2 前項の規定が不可能な場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を発行するものとする。

(緊急作業等の指示等)

第4条 前条の規定に基づき、甲が乙に要請したときは、甲は、乙に対して緊急作業等の内容を指示することができる。ただし、乙に対して指示することができない場合で緊急の必要があると認められるときは、甲は、直接、丙に指示することができる。この場合は、

2 通信不通等により前項の指示が不可能な場合で、緊急の必要があると認められるときは、乙は本協定の主旨に基づき、丙に指示することができる。この場合は、前項による甲の指示があったものとみなす。

3 乙は、第1項又は第2項の規定に基づき緊急作業等を実施したときは、当該作業等の終了後、緊急作業完了届(様式2)により、甲に報告するものとする。

(建設資機材の提供)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、最優先して建設機材等を提供するものとする。

(経費負担)

第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、丙が実施した作業に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲は、第4条3項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

3 前項の積算単価は、県が定める実施設計単価、歩掛表によるものとし、乙もしくは丙と協議のうえ支払うものとする。

(作業態勢)

第7条 乙は、当該作業に従事する丙に対し、労働災害補償のた労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう周知するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成〇年3月末日とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方押印の上、各自1通を保有する。

平成〇年4月1日

《 由布市管内電力設備災害復旧に関する覚書（九州電力㈱） 》 風応 2.7.1-6

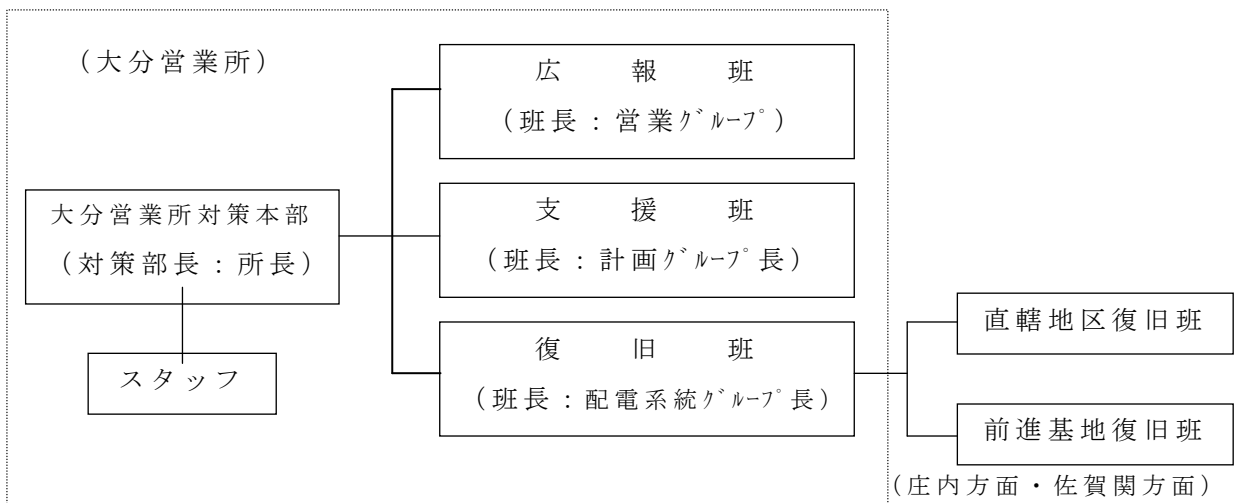
由布市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社大分営業所（以下「乙」という。）と九州電力株式会社別府営業所（以下「丙」という。）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1. 目的

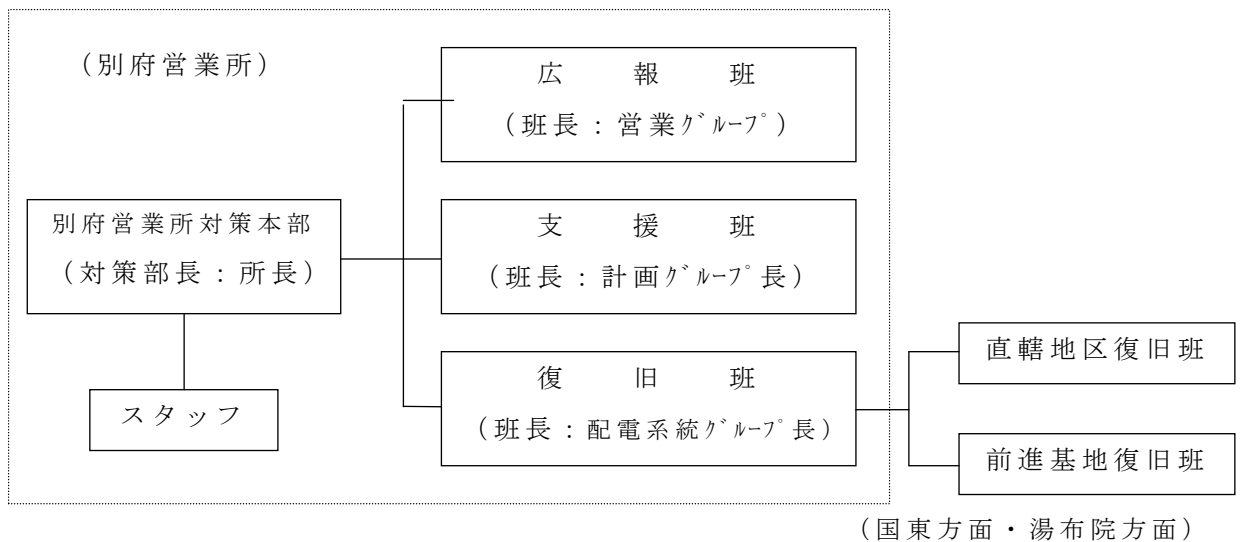
甲と乙及び丙は風水害および地震、又はこれに類する災害発生時には、被災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに、双方が緊密な連携を保ち、地域住民の安全を確保することを重点に、電力設備復旧の迅速かつ円滑な推進を図るものとする。

2. 組織図

(1)災害時における九州電力株式会社大分営業所組織図は次による。



(2)災害時における九州電力株式会社別府営業所組織図は次による。



《 災害時における生活物資等の供給に関する協定（イオン九州㈱） 》 風応 2.7.1-7

由布市(以下「甲」という。)とイオン九州株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における生活物資等の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、由布市内に地震、風水害その他による災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、被災者に対して速やかに必要な生活物資等を供給できるようにすることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 由布市内に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、甲が生活物資等を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び迅速な運搬への協力を行うものとする。

(要請手続)

第4条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって総務部が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭でもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(物資の範囲等)

第5条 物資の種類・数量は次のもののうち、現に乙が在庫保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1)食料品
- (2)飲料水
- (3)日用品
- (4)その他甲が指定する物資

(商品の価格等及び支払い)

第6条 前条の規定により乙が提供した食料等物資の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は、延滞なくその支払いを行うものとする。

(商品の価格等の決定)

第7条 協力に要した甲が負担すべき商品の価格等は、前条の規定により保有商品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等にもとづき、甲、乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(報告)

第8条 この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることが出来る。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

第10条 この協定は、平成19年6月26日から適用する。

この協定を成立を証するため、本協定書2通作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年6月26日

《 災害時におけるエルピーガス供給に関する協定（由布支部） 》 風応 2.7.1-8

由布市長 首藤奉文（以下「甲」という）と社団法人大分県エルピーガス協会由布支部長 吉永隆志（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は由布市内の地震、豪雨、暴風等による災害が発生した場合（以下「災害時」という）に、災害対策、避難所運営に必要なエルピーガスの供給に関する事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時にエルピーガスを調達する必要があるときは、乙に対しエルピーガスの供給を要請することができる。

2 エルピーガスの供給場所は、甲が指定するものとする。

3 乙は、災害時に甲からエルピーガスの供給要請を受けたときは、その要請に積極的に協力し、優先的に供給するものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に規定する事項に要した経費については甲が負担するものとする。その費用は災害時直前における適正価格を基準とし、甲及び乙は、協議の上決定し、乙の請求に基づき支払うものとする。

（安全点検）

第4条 乙は、災害時にエルピーガスを供給するときは、燃焼器具等の安全点検を行わなければならない。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙は、協議の上決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成20年8月6日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年8月6日

《 災害時における物資の供給に関する協定（㈱ダイエー） 》 風応 2.7.1-9

由布市(以下「甲」という。)と株式会社ダイエー(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における生活物資の供給に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかかつ円滑に物資を供給し、甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

(支援要請)

第3条 甲は乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(物資の種類)

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資(以下「物資」という。)の種類は次のとおりとする。

- (1)食料品
- (2)衣料品
- (3)寝具類
- (4)食器類
- (5)日用品
- (6)その他甲が指定する物であって、乙が供給可能な物

(物資の運搬、引渡し)

第5条 乙の甲に対する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が引渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

(物資等の価格)

第6条 前条第2項による受渡し完了した物資の対価および乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞無く乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格(乙の顧客向け価格)を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(乙の営業について)

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続する又は再開するときは、乙は、甲のできうる限りの協力(販売許可の再開等)を受けることができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成20年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成20年9月1日

《 災害時における緊急放送に関する協定(ゆふいんラヂオ局) 》 風応 2.7.1-10

由布市長 首藤奉文(以下「甲」という。)と株式会社ゆふいんラヂオ局代表取締役 河島正三郎(以下「乙」という。)は、緊急放送に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、由布市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、地域に密着した緊急放送を通じて、迅速に災害および防災に関する情報を周知することにより、被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等の非常の状態をいう。

(2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、乙の運営するコミュニティFM放送局「ゆふいんラヂオ」の放送設備を使用し、「ゆふいんラヂオ」が予定する番組放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

(情報提供)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、迅速かつ正確な災害情報を提供しよう努めるものとする。

(協力の内容)

第4条 甲は、第1条の目的を達成するため災害により緊急放送が必要と認めた場合は、ファクシミリ、電話又は電メールにより乙に緊急放送の要請である旨を明示して災害情報の概要を伝達することとする。

2 乙は、前項の要請があった場合には、乙が管理する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先してこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時繰り返し放送を行うこととする。

(連絡責任者)

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲は防災安全課長、乙は放送局長恐れぞれ連絡責任者とするものとする。

(費用の負担)

第6条 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送時間が長時間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし期間満了の1月前までに甲・乙いずれからも解約その他の申し出がない場合には、同一条件で協定期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙が誠意をもって協議し決定する。

2 防災情報告知システムとして由布市内全域に放送可能となった場合は、この協定を見直すものとする。

3 この協定の実施に関して必要となる事項は、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ一通を所有する。

平成24年 8月30日

《 災害派遣・知事への依頼様式 》 風応 2.8.2

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

由布市長 印

自衛隊の派遣要請について

災害を解除するため、自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）
派遣を要請する理由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する勢力およびその任務
水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、道路啓開等人員
装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）
4. 派遣を必要とする区域および活動
派遣を希望する区域、連絡場所および連絡者
活動内容
5. その他参考となすべき事項

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

由 布 市 長

印

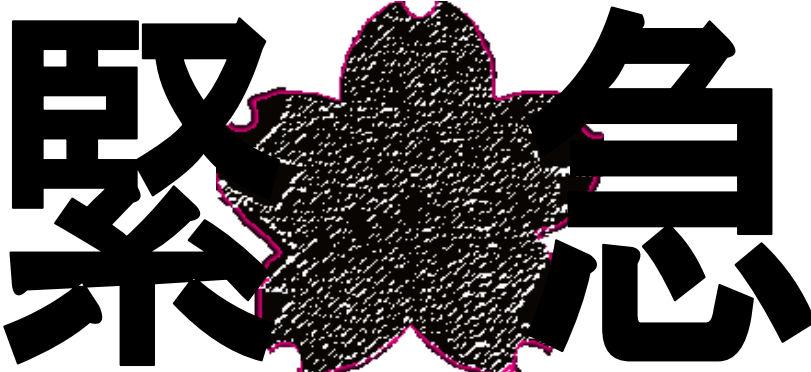
このことについて、自衛隊法第83条の規程により災害派遣を要請しましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1. 撤収要請日時
平成 年 月 日
2. 派遣要請日時
平成 年 月 日
3. 撤収作業場所

《 緊急通行車両の証明書等 》 風応 2.14.2

別記様式第2

登録（車両）番号	<input type="text"/>
	
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

- 備考
- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3

第 号			年
月 日			
緊急輸送車両確認証明書			
知 事 印			公安委
員会 印			
番号表に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局	
	氏 名	番	
通 行	日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A S とする。

《 指定避難所一覧 》 風応 4.1.1.2(1)

挾間地域

番号	施設名	所在地	収容対象地区	収容人数	連絡先
1	石城小学校	由布市挾間町来鉢3 1-1	特に定めなし	400	097-583-0772
2	石城西部小学校	由布市挾間町田代3 8 8	〃	50	097-583-3454
3	由布川小学校	由布市挾間町古野2 1 1-1	〃	300	097-583-0751
4	朴木小学校	由布市挾間町朴木7 2 9-1	〃	50	097-583-3181
5	挾間小学校	由布市挾間町向原8 9	〃	450	097-583-0029
6	谷小学校	由布市挾間町谷6 9 9	〃	400	097-583-0079
7	挾間中学校	由布市挾間町向原4 4 0	〃	450	097-583-0017
8	挾間体育センター	由布市挾間町向原1 7-2	〃	550	097-583-2881
9	はさま未来館	由布市挾間町挾間1 0 4-1	〃	100	097-583-1118
10	挾間老人福祉センター	由布市挾間町向原1 6	〃	50	097-583-4344
11	大分県消防学校	由布市挾間町向原7 6 9	〃	500	097-583-1199

挾間地域収容人数 計 3,300

庄内地域

番号	施設名	所在地	収容対象地区	収容人数	連絡先
1	阿南小学校	由布市庄内町東長宝5 2 3	櫛木、東・西長宝	500	097-582-0209
2	阿南幼稚園	由布市庄内町東長宝5 5 8	櫛木、東・西長宝	100	097-582-1757
3	由布支援学校	由布市庄内町西長宝1 7 9 6	西長宝	300	097-582-0326
4	庄内公民館	由布市庄内町西長宝4 2 0	西長宝・畑田	400	097-582-0214
5	大津留小学校	由布市庄内町東大津留6 3 5	大津留	400	097-582-0379
6	東庄内小学校	由布市庄内町大龍1 8 3 5	大龍・五ヶ瀬	500	097-582-0241
7	庄内体育センター	由布市庄内町大龍2 1 3 1	大龍・龍原	500	097-582-0214
8	由布高等学校	由布市庄内町大龍2 6 7 4-1	大龍・龍原	600	097-582-0244
9	庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1 3 1 4	大龍	1,000	097-582-0214
10	龍原自治公民館	由布市庄内町龍原	龍原	50	
11	庄内中学校	由布市庄内町柿原4 9	畑田・柿原	600	097-582-0014
12	庄内ゆうゆう館	由布市庄内町畑田8 5 1	畑田・長野・高岡	200	097-582-0214
13	西庄内小学校	由布市庄内町高岡4 1 7-1	高岡・中・庄内原・平石	500	097-582-0017
14	西庄内幼稚園	由布市庄内町高岡4 1 7-1	高岡・中・庄内原・平石	100	097-582-3040
15	星南小学校	由布市庄内町西1 0 6 1	平石・西・瀨	300	097-582-0862
16	庄内庁舎	由布市柿原3 0 2	柿原	50	097-582-1111
17	南庄内小学校	由布市庄内町野畑1 0 4 1	野畑・瀨	300	097-582-0169
18	直山公民館	由布市庄内町直野内山	直野内山	50	
19	阿蘇野小学校	由布市庄内町阿蘇野4 3 3 1	阿蘇野	400	097-582-1421
20	庄内総合運動公園	由布市庄内町大龍1 4 0 0	大龍	0	097-582-0214

庄内地域収容人数 計 6,850

湯布院地域

番号	施設名	所在地	収容対象地区	収容人数	連絡先
1	由布市立塚原小学校体育館	湯布院町塚原513	塚原	150	0977-85-4141
2	温湯区公民館	湯布院町川上1525-1	津江、岳本、中島、湯の坪	75	0977-84-3908
3	湯布院中央児童公園	湯布院町川上2999-1	旅行者等		
4	佐土原公民館	湯布院町川上854-3	佐土原	50	
5	並柳公民館	湯布院町川上642	並柳	90	0977-85-4363
6	若杉公民館	湯布院町川上139-13	若杉	80	
7	由布市立由布院小学校	湯布院町川上3757-1	乙丸区	500	0977-84-2031
8	由布市湯布院町温泉館	湯布院町川上2863	乙丸区	200	0977-84-4881
9	由布市湯布院町中央公民館	湯布院町川上3757-1	乙丸区	1,000	0977-84-2604
10	由布市湯布院町コミュニティーセンター	湯布院町川上3738-1	乙丸区	500	0977-84-3111
11	荒木公民館	湯布院町川北241-1	荒木	65	0977-84-2056
12	由布市湯布院町 B&G海洋センター	湯布院町川北1111-2	石武、光永	50	0977-84-2133
13	石光集会所	湯布院町川北1243	石武、光永	50	
14	由布市立湯布院中学校	湯布院町川北1111-2	石武、光永	500	0977-84-2026
15	由布市湯布院福祉センター	湯布院町川上2863	東石松1・2	210	0977-84-3610
16	東石松3集会所	湯布院町川南23-2	東石松3	65	0977-85-4587
17	西石松公民館	湯布院町川南387-1	西石松	50	0977-85-2865
18	山崎公民館	湯布院町川南1162-7	山崎、平	50	0977-85-3815
19	中依集会所	湯布院町中川330	中依	65	0977-84-4108
20	下依集会所	湯布院町中川1050-2	下依	60	0977-85-3868
21	奥江農民研修センター	湯布院町川西1981	奥江	90	
22	由布市立川西小学校	湯布院町川西3716	川西区	300	0977-84-2329
23	川西農村交流センター	湯布院町川西1358-1	川西区	300	0977-84-5022
24	幸野公民館	湯布院町下湯平2500-1	幸野、小平	50	
25	湯平地区公民館	湯布院町湯平897-4	湯平	250	0977-86-2232
26	由布市立湯平小学校	湯布院町湯平897-4	湯平	300	0977-86-2304
27	湯平農民研修センター	湯布院町湯平1033	湯平	50	

湯布院地域収容人数 計 5,600

由布市収容人数 合計 15,750

《 福祉避難所一覧 》 風応 4.1.1.2(2)
福祉避難所指定施設一覧表

(平成24年3月23日現在)

地区	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
挾間	ケアハウス 豊友館	879-5501	由布市挾間町鬼崎4番地16	097-583-5080	097-583-5090
	特別養護老人ホーム 若葉苑	879-5502	由布市挾間町向原1215番地2	097-540-7880	097-540-7883
	介護老人保健施設 健寿荘	879-5501	由布市挾間町鬼崎4番地1	097-583-0051	097-583-0051
	介護老人保健施設 ケアポート川崎	879-5511	由布市挾間町古野264番地	097-583-5301	097-583-5297
	大分県のぞみ園	879-5516	由布市挾間町赤野339番地1	097-583-0350	097-583-0355
庄内	特別養護老人ホーム 情和園	879-5406	由布市庄内町西長宝870番地1	097-582-1010	097-582-3663
	特別養護老人ホーム 慶寿苑	879-5421	由布市庄内町柿原1569番地1	097-582-1777	097-582-0909
	養護老人ホーム 寿楽苑	879-5413	由布市庄内町大龍2707番地5	097-582-0234	097-582-3347
	社会福祉法人 庄内厚生館 地域交流ホーム	879-5406	由布市庄内町西長宝1433番地1	097-582-1211	097-582-2201
	知的障害者入所更生施設 向陽学園	879-5402	由布市庄内町小挾間487番地	097-582-0550	097-582-0554
	知的障害者更生施設 小松寮	879-5433	由布市庄内町高岡2379番地13	097-582-3834	097-582-3834
	情和園デイサービスセンター	879-5406	由布市庄内町西長宝870番地1	097-582-1010	097-582-3663
	情和園デイサービスセンター ハッピー	879-5406	由布市庄内町西長宝870番地1	097-582-1010	097-582-3663
	情和園リハビリテーションデイ サービス みもぎ	879-5404	由布市庄内町樺木982番地	097-582-0880	097-582-0883
湯布院	特別養護老人ホーム 温水園	879-5114	由布市湯布院町川北2037番地	0977-85-3722	0977-85-3723
	特別養護老人ホーム 白心荘	879-5114	由布市湯布院町川北1354番地13	0977-85-3551	0977-85-3691
	介護老人保健施設 ゆふいん風香	879-5103	由布市湯布院町川南280番地	0977-28-2100	0977-84-3180

※(特養)・・・特別養護老人ホーム (老健)・・・介護老人保健施設

《 被災証明の様式 》 風復 1.4.3
地復 1.2.1(1)

被災証明願

平成 年 月 日

申請者
住所
氏名

印

被災年月日	平成 年 月 日 時頃							
被災原因								
被災場所等	①申請者住所と同じ。 ②申請場所と違う場合は、下記へ記入して下さい。 由布市 番地 マンション等名称： <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 借家（所有者名 ） <input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸							
被災世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日
		世帯主	男・女				男・女	
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
被災程度	この欄は、証明者が記入します。 <input type="checkbox"/> 全壊・流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 一部破損・床下浸水							
被災状況								

上記は、() のため必要がありますので、被災したことを証明願います。

被災証明書

証明番号第 号

上記、事実と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

由布市長 印

裏面

り災証明について

1. この証明は、災害救助の一環として、応急的、一次的な救済を目的として市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利関係には、効力を有するものではありません。
2. 「り災程度」は、「家屋」を対象として、1棟毎に母屋で判定します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉等の外構はこの証明の対象となりません。
3. 集合住宅等の場合、1棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によってはこの証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
4. 「り災程度」は、家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（例：地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
5. この証明は、災害発生後概ね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。この証明は原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。

《 被災証明の様式 》 風復 1.4.4
地復 1.2.1(2)

被災証明願

平成 年 月 日

申請者
住所
氏名

印

被災年月日	平成 年 月 日 時頃
被災原因	
被災場所	①申請者住所と同じ。 ②申請場所と違う場合は、下記へ記入して下さい。 由布市 番地 マンション等名称:
被災内容	家財・車・店舗・工場・その他 ()
被災状況	

上記は、() のため必要がありますので、被災したことを証明願います。

被災証明書

証明番号第 号

上記、事実と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

由布市長 印

《 気象庁の震度階級 》 地予 2.3.1

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
1.5	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
2.5	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目を覚ます。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5弱	多くの人が身の安全をを図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.5	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚のほんの多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンス等重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.5	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶことがある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損する物がある。

《 関係機関連絡先 》

NO.	機 関 名	T E L	住 所
1	大分県総務部防災危機管理課	097-534-1711~1713	大分市大手町 3-1-1
2	大分県災害対策本部（臨時設置）	36-2500~2504	県庁内 2階正庁ホール
3	大分県中部振興局	097-506-5724	大分市大手町 3-1-1
4	九州地方医務局	092-472-2361	福岡市博多区博多駅東 2-10-7
5	(独)国立病院機構大分医療センター	097-593-1111	大分市横田 2-11-45
6	(独)国立病院機構別府医療センター	0977-67-1111	別府市大字内竈 1473
7	九州農政局大分農政事務所	097-532-6131	大分市中島西 1-2-28
8	熊本営林局大分森林管理署	097-532-9281	大分市王子北町 3-36
9	熊本営林局大分西部森林管理署	097-532-9281	日田市中城町 1-1
10	九州運輸局大分運輸支局	097-558-2127	大分市大州浜 1-1-45
11	大分地方気象台	097-532-0644	大分市長浜町 3-1-38
12	九州総合通信監理局	096-326-7860	熊本市二の丸 1-4
13	大分労働基準監督署	097-536-3211	大分市新川町 2-1-36
14	九州地方整備局大分河川国道事務所	097-544-4167	大分市大字勢家字河原 82-1
15	陸上自衛隊(湯布院駐屯地)	0977-84-2111	由布市湯布院町川上 941
16	西日本電信電話(株)大分支店	097-537-6720	大分市長浜町 3-15-10
17	日本銀行 大分支店	097-536-3111	大分市長浜町 2-13-20
18	日本赤十字社大分県支部	097-534-2236~2237	大分市千代町 2-3-26
19	日本放送協会大分放送局	097-533-2801	大分市東春日町 1-2
20	日本たばこ産業(株)大分営業所	097-534-7111	大分市王子港町 1-26
21	九州旅客鉄道(株)大分支社	097-538-2964	大分市要町 1-1
22	日本通運(株)大分支店	097-535-1113	大分市金池町 1-2-19
23	九州電力(株)大分支店	097-536-4121	大分市金池町 2-3-2
24	西日本道路(株)九州支社大分管理事務所	0977-25-8911	別府市大字鶴見字鶴見原 4548-356
25	大分瓦斯(株)	0977-24-2111	別府市北的ヶ浜町 5-25
26	大分県医師会	097-532-9121	大分市荷揚町 6-23
27	大分県歯科医師会	097-545-3151	大分市王子新町 6-1
28	大分保健所	097-532-8231	大分市長浜町 2-13-29
29	大分土木事務所	097-558-2141	大分市向原西 1-4-2
30	大分福祉事務所	097-532-2157	大分市府内町 3-10-1
31	大分教育事務所	097-536-3355~3356	大分市府内町 3-10-1
32	大分県大分南警察署	097-542-2131	大分市大字横瀬 2212-1
33	由布市消防本部	097-583-1500	由布市挾間町大字鬼ヶ瀬 17-1
34	(社)大分県薬剤師会	097-544-4405	大分市大字豊饒字光屋 441-1
35	J Aおおいた由布事業部(湯布院)	0977-85-2241	由布市湯布院町川上 3028
36	J Aおおいた由布事業部(庄内)	097-582-2111	由布市庄内町畑田 300-3
37	由布市社会福祉協議会 挾間事務所	097-583-4344	由布市挾間町向原 16
38	由布市社会福祉協議会 庄内事務所	097-582-2756	由布市庄内町庄内原 365-1
39	由布市社会福祉協議会 湯布院事務所	0977-84-3610	湯布院町大字川上 2966-1
40	湯布院町商工会	0977-84-2445	湯布院町大字川上 3064-7
41	庄内町商工会	097-582-0094	由布市庄内町柿原 207-4
42	挾間町商工会	097-583-0235	由布市挾間町挾間 433-7

《 治安施設（警察署、交番、駐在所） 》

	名称	所在地	電話番号	備考
1	大分警察本部	大分市大手町3丁目1-1	097-536-2131	
2	大分南警察署	大分市大字横瀬 2212-1	097-542-2131	
3	湯布院幹部交番	由布市湯布院町川上 3499-1	0977-84-2131	
4	庄内警察官駐在所	由布市庄内町東長宝 432-3	097-582-0310	
5	庄内西警察官駐在所	由布市庄内町庄内原 841-5	097-582-0380	
6	石城川警察官駐在所	由布市挾間町来鉢 20-1	097-583-3270	
7	挾間警察官駐在所	由布市挾間町向原 332-1	097-583-0200	

《 市内医療機関等 》

	施設名	住所	電話番号	備考
1	大分大学医学部附属病院	由布市挾間町医大ヶ丘 1-1	097-549-4411	
2	岩男病院	由布市湯布院町川上 3059-1	0977-84-3101	
3	日野病院	由布市湯布院町川南 280	0977-84-2181	
4	湯布院厚生年金病院	由布市湯布院町川南 252-1	0977-84-3171	
5	川崎内科	由布市挾間町古野 263-1	097-583-5211	
6	ごとう医院	由布市挾間町向原 350	097-540-7800	
7	何松内科循環器科	由布市挾間町北方 757-3	097-583-1131	
8	森本整形外科クリニック	由布市挾間町挾間 267	097-586-3700	
9	新こどもクリニック	由布市挾間町北方 53	097-583-8277	
10	さとう消化器・ 大腸肛門クリニック	由布市挾間町北方 19-1	097-583-8050	
11	宮崎医院	由布市庄内町西長宝 1858-1	097-582-0345	
12	庄内診療所	由布市庄内町柿原 280-1	097-582-3600	
13	おざきホームケアクリニック	由布市庄内町庄内原 841-2	097-582-0013	
14	佐藤医院	由布市庄内町大龍 2164-1	097-582-3131	
15	秋吉医院	由布市湯布院町下湯平 90-2	0977-86-2241	
16	南由布クリニック	由布市湯布院町川北 1112-44	0977-85-5245	
17	足立クリニック	由布市湯布院町川上 2922-1	0977-28-2226	
18	ひろたクリニック	由布市挾間町北方 53	097-583-5777	